

第5回定例会

平成25年9月9日開会

平成25年9月26日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

目 次

◎第5回定例会

○9月9日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	4
日程第3	議案第70号から議案第78号までの9議案一括上程	5
日程第4	決算審査報告	7
日程第5	議案第79号から第90号までの12議案、諮問2件及び報告5件並びに 請願・意見書案の2件一括上程	8

○9月11日（第2号）

日程第1	総括質疑	16
日程第2	常任委員会付託	20
日程第3	諮問第1号、第2号の質疑・討論・採決	20

○9月24日（第3号）

日程第1	追加議案第91号から第94号及び意見書（案）第5号の取扱いについて	24
日程第2	一般質問	25
1番	池邊 美紀君	25
4番	内村 立吉君	39
7番	上西 祐子君	48
6番	指宿 秋廣君	58
12番	桑畑 浩三君	67
10番	池田 克子君	72

○9月26日（第4号）

日程第1	常任委員長報告	84
	総務厚生常任委員長	84
	建設文教常任委員長	87

	一般会計予算・決算常任委員長	89
日程第2	質疑（議案第70号から議案第90号までの21議案、請願第1号及び意見書案第4号）	91
日程第3	討論・採決	94
日程第4	議案第91号から議案第94号及び意見書案第5号上程	102
日程第5	質疑・討論・採決（議案第91号から議案第94号及び意見書案第5号）	105
日程第6	常任委員会の閉会中の審査事項について	114
日程第7	議員派遣の件について	114

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成25年第5回定例会（9月）	議案第70号	平成24年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月26日
〃	議案第71号	平成24年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月26日
〃	議案第72号	平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月26日
〃	議案第73号	平成24年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月26日
〃	議案第74号	平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月26日
〃	議案第75号	平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月26日
〃	議案第76号	平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月26日
〃	議案第77号	平成24年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月26日

平成25年 第5回定例会 (9月)	議案第78号	平成24年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可決及び認定	9月26日
〃	議案第79号	三股町老人福祉センター設置条例を廃止する条例	可決	9月26日
〃	議案第80号	三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	可決	9月26日
〃	議案第81号	三股町債権管理条例の一部を改正する条例	可決	9月26日
〃	議案第82号	三股町物品調達基金条例の一部を改正する条例	可決	9月26日
〃	議案第83号	平成25年度年度三股町一般会計補正予算(第2号)	可決	9月26日
〃	議案第84号	平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決	9月26日
〃	議案第85号	平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	可決	9月26日
〃	議案第86号	平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決	9月26日
〃	議案第87号	平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)	可決	9月26日
〃	議案第88号	平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	可決	9月26日
〃	議案第89号	平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	可決	9月26日
〃	議案第90号	平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決	9月26日
〃	議案第91号	工事請負契約の締結について (緊急経済対策事業・繰越分櫟田・山田・田上線舗装補修工事(1工区))	可決	9月26日

平成25年 第5回定例会 (9月)	議案第92号	工事請負契約の締結について (緊急経済対策事業・繰越分櫟田・山田・田上線舗装補修工事(2工区))	可決	9月26日
〃	議案第93号	工事請負契約の締結について (緊急経済対策事業・繰越分櫟田・山田・田上線舗装補修工事(3工区))	可決	9月26日
〃	議案第94号	財産の取得について(最終処分場油圧ショベル)	可決	9月26日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	適任	9月11日
〃	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	適任	9月11日
〃	報告第6号	平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第7号	平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第8号	平成24年度三股町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第9号	平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について		
〃	報告第10号	平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について		
〃	請願第1号	子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願	趣旨採択	9月26日
〃	意見書案第4号	子どもの医療費無料制度を早期に創設することを求める意見書	可決	9月26日
〃	意見書案第5号	道州制導入に断固反対する意見書(案)	可決	9月26日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	池邊 美紀	1 どぶろく特区について	2件目が誕生し、特区として今後の展開をどのように進めていく計画か。	町 長
		2 三股町の教育行政について	全国学力テストの結果と今後の方針を問う。	教育長
		3 河川浄化について	現在の取組みと成果、今後の方針を問う。	町 長
		4 空き店舗対策について	幹線道路沿いに空き店舗が増えてきているが、今後どのような対応をとる予定なのか。	町 長
2	内村 立吉	1 地区座談会について伺う	第4回の平成25年度地区座談会が行われました。どのように、受けとめられているか伺う。	町 長
		2 宮崎牛定義の一部見直しについて	① 平成27年4月1日から、宮崎県内で出生、肥育された血統が明確な黒毛和種。日本食肉格付協会による格付けにおいて、肉質等級が4等級以上のものとする。これら条件下での影響は。 ② 平成29年4月1日から県が認める種牛中で宮崎県内で出生、肥育された血統が明確な黒毛和種。これら条件下での影響は。	町 長
		3 町民スポーツ祭について伺う	自治公民館対抗ソフトボールについて。(大会が盛り上がるような企画に工夫を。)	町 長 教育長
		4 熱中症対策について伺う	今年の夏はかなり暑かった。学校の部活動、町民生活での対策を。	町 長 教育長
		5 小学校プールについて伺う	老朽化が著しい宮村小学校のプールで塗料のはげ落ちたところで、怪我をしたとの話を聞いた。国の国土強靱化対策等での対応は。	教育長

3	上西 祐子	1 消費税率引き上げに伴う影響について	平成26年4月より消費税増税が予定されているが、町民生活への影響又自治体の物件費、購入費等も影響すると思うが現在よりどの位アップするか。	町 長
		2 空き家対策について	空き家、空き店舗が増えているが調査した戸数。又、持主への意向、などを聞く。町としては活用をどう考えるのか。	町 長
		3 高齢者など難聴者の方のための聴きとり支援対策について	高齢化に伴い耳が聞こえづらくなり講演会文化行事などに行かなくなる傾向があるが、公の施設にヒアリンググループ（磁気ループ）の設置は検討できないか。	町 長
4	指宿 秋廣	1 交通事故の防止対策について	① 交通事故の現状について問う。	町 長
			② 自転車による事故状況について問う。	教育長
			③ 小中学校での交通ルール教育について問う。 ④ 自転車運転免許証の交付をすることはできないか。	町 長 教育長
5	桑畑 浩三	1 無認可保育園への補助はできないか	① 認可保育園への措置費はいくらか。 ② 無認可保育園をどうとらえているか。	町 長
6	池田 克子	1 防災対策について	① 自主防災組織の内容充実についてどのように指導されているか。 ② 要援護者の名簿作成が義務付けられたが、発災時の個別の支援・行動計画が必要になってくると思われる。今後の取り組みについて。 ③ 防災備蓄施設の現状について設置場所や内容は充実しているか。	町 長
		2 地域の活性化について	① 最近空き店舗が増えている。商店街の活性化対策を検討しているか。 ② 駅前活性化委員会の設置を検討しては。	

三股町告示第26号

平成25年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月5日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成25年9月9日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君	佐澤 靖彦君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○9月11日に応招した議員

○9月24日に応招した議員

○9月26日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成25年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成25年9月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成25年9月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第70号から議案第78号までの9議案一括上程
日程第4 決算審査報告
日程第5 議案第79号から第90号までの12議案、諮問2件及び報告5件並びに請願・意見書案の2件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第70号から議案第78号までの9議案一括上程
日程第4 決算審査報告
日程第5 議案第79号から第90号までの12議案、諮問2件及び報告5件並びに請願・意見書案の2件一括上程
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
-

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君

書記 久寿米木和明君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君	代表監査委員	谷山 悦子君

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。開会前ではありますが桑畑君から欠席の届けが出されておりますので、報告いたします。

それでは、議案仕様の訂正がありますので、ここでお願いします。

○事務局長（重信 和人君） 申しわけございません。

平成24年度三股町一般会計決算審査意見書のところ、あけてもらえますか。真ん中に決算書があって、一般会計決算資料があって、その次に当たるやつです。決算資料わかりましたか、そのこの42ページです。決算資料42ページの真ん中の（セ）三股町ふるさと振興基金、ありましたか。

振興基金の一番下の行、都城農協、12万6,823円とありますけれども、丸が後ろのほうに3つ抜けております。1億2,682万3,000円、右下にも合計のところにありますけれども、丸3つを追加お願いいたします。申しわけございません。

○議長（山中 則夫君） これより平成25年第5回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今会期中の会議録署名議員は、会議規則118条の規定によって、2番、佐澤君、9番、重久君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る9月9日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年第5回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

会期、定例会に付議されました議案は、平成24年度決算認定9件、条例の廃止1件、一部改正3件、平成25年度補正予算8件、諮問2件、請願1件、意見書案1件、報告5件の計30件であります。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審議いたしました結果、本定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間とすることと決定いたしました。日程につきましては、詳細は配付しておりますので説明は省略いたします。

次に、本定例会に提案される議案のうち、諮問第1号、第2号につきましては委員会付託を省略し、第3日目の9月11日に全体審議で措置することに決定いたしました。

なお、本委員会において、現在議会の終わりのほうで行っております一般質問について、県議会や各市議会においては、各市議会同様に議会の初めのほうで行ってはどうかというご意見もありましたので、今後検討するというところで、皆様またその機会がございましたときには、考慮に入れてほしいと思います。

以上、当委員会の報告を終わります。（発言する者あり）失礼しました。

議会運営委員会の日程につきましては9月5日でございます。失礼しました。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月26日までの18日間とすることとし、今回提案される議案のうち、諮問第1号、第2号につきましては委員会付託を省略し、第3日目の9月11日に全体審議で措置することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、決定いたしました。

日程第3. 議案第70号から議案第78号の9議案一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第70号から議案第78号の9議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 皆さん、おはようございます。

議案説明の前でございますけれども一言、昨日の2020年東京オリンピック、東京パラリンピックの決定を議員各位の皆様、そしてまた町民の皆様と一緒に喜びたいというふうに思うところでございます。

昨日、テレビを見ておりましたけれども、高円宮妃殿下や佐藤真海選手などのアスリートの皆さんのプレゼンテーション、大変素晴らしいものがありました。スポーツの力、アスリートの力は東日本大震災からの復旧、復帰にも大きな力となっているところです。この決定を受けて、これから国、自治体、民間の取り組みが震災からの復興、スポーツインフラの整備、青少年の健全育成、スポーツの向上、健康福祉の向上など、ハード、ソフト面でのさらなる強化、発展につながることを期待しております。

本町は、アスリートタウンの創造を掲げておりますが、日本でのオリンピック開催が本町のまちづくりの弾みとなるよう、一層努力したいというふうに考えています。これからも皆様のご理解、ご指導をよろしくお願いいたします。

では、本題に入ります。平成25年第5回三股町議会定例会に上程いたしました、各議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成24年度の各会計の決算認定にかかわる各議案についてその提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第70号「平成24年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第71号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第72号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第73号「平成24年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第74号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第75号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第76号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第77号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、平成24年度の一般会計及び特別会計における決算認定にかかわ

る案件でありますので一括してご説明申し上げます。

平成24年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額89億3,654万9,539円、歳出決算額87億7,996万8,339円、翌年度繰越額1億3,034万4,200円。国民健康保険特別会計において、歳入決算額30億2,663万7,597円、歳出決算額28億4,812万6,142円、翌年度繰越額1億7,851万1,455円。後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額2億1,536万5,614円、歳出決算額2億1,464万4,122円、翌年度繰越額72万5,202円。介護保険特別会計において、歳入決算額19億2,601万1,046円、歳出決算額18億8,500万3,773円、翌年度繰越額4,100万7,273円。介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,174万2,466円、歳出決算額1,143万6,051円、翌年度繰越額30万4,195円。梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,374万4,037円、歳出決算額4,200万1,451円、翌年度繰越額154万2,586円。宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,608万5,435円、歳出決算額3,513万7,156円、翌年度繰越額74万8,279円。公共下水道事業特別会計において、歳入決算額3億8,343万4,501円、歳出決算額3億6,876万8,447円、翌年度繰越額176万6,054円となり、いずれの会計においても、剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様を始め、町民各位の深いご理解と、ご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます次第であります。

次に、議案第78号「平成24年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金5,914万1,585円のうち、3,900万円を減債積立金に積み立て、2,000万円を建設改良積立金に積み立て、残余14万1,585円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に決算において、平成24年度は、施設整備更新事業として中央浄水場高圧電気室築造工事、高圧電気設備工事、薬注設備工事、第4配水池杭基礎工事などに取り組んだほか、配水管の布設替工事に取り組み、良質な水の安定供給と健全経営に努めてまいりました。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで収入額が3億7,317万5,917円、支出額が3億1,454万8,777円となり、当年度純利益が5,862万7,140円となったところでありますが、前年度比では2.8%の減収となりました。

た。

一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで収入が2億5,915万2,942円、支出額が4億2,975万9,232円となり、差引き不足額1億7,060万6,290円については、減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金ほかで補填したものであります。

詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書をご参照願います。

以上、9件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて、議会の認定を求めようとするものであります。

また、物品調達基金ほか2つの基金について、その運用状況報告書を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、9議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定並びにご承認くださるようお願いいたします。

日程第4. 決算審査報告

○議長（山中 則夫君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員。

〔代表監査委員 谷山 悦子君 登壇〕

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。

平成24年度決算審査について、ご報告申し上げます。

一般会計、各特別会計及び基金運用状況報告につきましては、7月4日に町長より審査依頼があり、監査委員、池田監査委員と2名で7月10日から7月29日までの期間、決算審査を行いました。

また、水道事業会計の決算審査については、5月31日に町長より依頼があり、7月1日に決算審査を行いました。

決算書、事項別明細書、証拠書類、諸帳簿及び関係書類等を審査しました結果、いずれも正確に適正に処理されていると認められましたので、ご報告いたします。

さらに、財政健全化審査につきましても、8月19日健全化判断比率及び資金不足率について審査を行いました。

結果報告第9号及び第10号のとおり、早期健全化基準、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政状況が健全であることを確認いたしましたので、ここにあわせてご報告いたします。

なお、詳しいことにつきましては、別紙審査意見書をご参照いただきますようお願いいたします。よろしく願いいたします。

日程第5. 議案第79号から第90号までの12議案、諮問2件及び報告5件並びに請願・意見書案の2件一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第5、議案第79号から第90号までの12議案、諮問第1号、第2号までの2件及び報告第6号から第10号までの5件並びに請願第1号の1件、意見書案第4号の1件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 引き続き、各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第79号「三股町老人福祉センター設置条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

旧老人福祉センターは昭和42年に高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の拠点施設並びに結婚式場として建設されましたが、平成17年、ふれあい中央広場に総合福祉センター「元気の杜」として移転したのに伴い、老人福祉センターの利用を廃止したところであります。

その後、民間の福祉作業所の利用もありましたが、老朽化による耐震面のこともあり、平成21年から利用がない状態となっております。今後の跡地利用も検討いたしましたが、財産処分の方針と決定し、今回、設置条例を廃止する条例を提案するものであります。

次に、議案第80号「三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、三股町後期高齢者医療に関する条例について所要の改正措置を講じるものであります。改正内容は、延滞金の利率の引下げであります。

次に、議案第81号「三股町債権管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、三股町債権管理条例について所要の改正措置を講じるものであります。改正内容は延滞金の利率の引下げであります。

次に、議案第82号「三股町物品調達基金条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、基金の額を改正するものであり、改正内容は、60万円を250万円に引き上げるものであります。

次に、議案第83号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国、県の補助内示、決定、及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等について所要の補正措置を行うものであります。歳入歳出予算の総額 9 0 億 3, 8 6 5 千円に歳入歳出それぞれ 1 億 8, 6 4 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 1 億 9, 0 3 3 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、認知症施策総合推進事業において交付決定等により減額補正をするほか、小中学校の理科教育設備整備費等補助金の交付決定により増額補正するものであります。県支出金は、保育士等処遇改善臨時特例事業の増額補正ほか、森林整備地域活動支援交付金を増額補正するものです。寄付金は、ふるさと納税による寄付金を増額補正するものです。繰入金は、国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う清算返還金を増額補正するほか、当初予算で財源不足により計上した財政調整基金を減額補正するものであります。繰越金は前年度決算に伴う剰余金を補正し、諸収入については、学校給食会運営委託料の前年度清算による返還金及び口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金を増額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、総務管理費において一般会計から国保会計への職員配置替えによる人件費を減額補正し、財政管理費は、物品調達基金の基金額の変更による繰出金を、企画費は、ふるさと納税の事業推進による業務委託料を、庁舎管理費は、役場空調機更新に伴う設計委託料を、また、地域交通対策費は、三股駅開設 1 0 0 周年記念式典開催に伴う費用をそれぞれ増額補正するものです。民生費は、社会福祉費において一般会計から国保会計への職員配置替えによる人件費の繰出金を、介護保険のシステム改修による繰出金をそれぞれ増額補正し、認知症施策総合推進事業の費用を減額補正するものです。児童福祉費は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を増額補正するものです。衛生費は、前年度決算による衛生センター負担金の清算返還金を増額補正するものです。農林水産業費は、農業費において梶山地区農業集落排水事業特別会計への繰出金及び畑地帯総合整備事業負担金を増額補正するほか、事業廃止・変更・新規による補助金の増減額補正を行うものです。林業費においては、林道整備のための森林整備地域活動支援交付金を増額補正するものです。土木費は、道路橋梁費において道路維持補修費等を増額補正し、道路改良測量設計委託料を増額補正するものです。都市計画費は、公共下水道事業の公債費の利子見込等により繰出金の減額補正を行うものです。住宅費は、長田地区過疎対策のための用地購入費を工事請負費に組替補正するものです。消防費は、防災行政無線の工事請負費を備品購入費に組替補正するものです。教育費は、教育総務費において、理科振興備品購入費を増額補正し、小学校費は、修繕料及び天窓防護柵設置ため工事請負費を、中学校費は、天窓防護柵設置のため工事請負費をそれぞれ増額補正するものです。社会教育費は、第 6 地区分館駐車場整備として工事請負費を増額補正するも

のです。諸支出金については、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積立し、予備費は収支の調整額を補正するものです。

次に、議案第84号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額31億4,967万3,000円に歳入歳出それぞれ1億956万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,923万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、一般会計からの繰入金及び平成24年度収支決算による繰越金を増額補正し、国民健康保険準備積立基金からの繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、職員の配置に伴う人件費及び平成24年度国保事業費等清算による国庫支出金の償還金、一般会計への繰出金に伴う諸支出金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第85号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億1,672万6,000円に歳入歳出それぞれ72万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,744万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成24年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第86号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額19億7,093万2,000円に歳入歳出それぞれ4,343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,436万3,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰入金及び繰越金を増額補正し、歳出の主なものについては基金積立金及び国庫支出金過年度返還金、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第87号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,242万2,000円に歳入歳出それぞれ30万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,272万6,000円とするものであります。

歳入につきましては繰越金を増額補正し、歳出につきましては一般会計繰出金を増額補正する

ものであります。

次に、議案第88号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,290万3,000円に歳入歳出それぞれ551万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,841万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成24年度の決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、人事異動に伴い職員の人件費に不足を生じたため355万5,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第89号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,739万6,000円に歳入歳出それぞれ122万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,861万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成24年度の決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、負担金及び一般会計繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第90号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億1,158万円に歳入歳出それぞれ514万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,672万円とするものであります。

歳入につきましては、下水道使用料、交付金及び平成24年度決算に伴う繰越金を増額補正し、一般会計繰入金を357万4,000円減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、事業費、基金積立金及び繰出金を増額補正し、公債費を減額補正するものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員の推薦について」であります。関連がありますので一括してご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することになっております。

まず、諮問第1号につきましては、現在、本町の人権擁護委員として要職にある柿原信知氏の任期が平成25年12月31日付で満了となります。氏は6期18年にわたり常に自由人権思想の普及に努力されており、引き続き人権擁護委員として選任いたしたく、ここに人権擁護委員法

第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号につきましては、現在、本町の人権擁護委員として要職にある南畑静子氏の任期が平成25年12月31日付で満了となっております。氏につきましては、今期満了をもって、退任されることとなりますが、3期9年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なるご尽力に対し、敬意を表する次第であります。

そこで、後任につきまして、種々人選の結果、今村理恵氏を最適任者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、12議案と諮問2件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告5件を提出いたしております。

報告第6号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第7号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第8号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第9号「平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び報告第10号「平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の報告5件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 諮問第1号及び第2号の「人権擁護委員の推薦について」補足説明をいたします。このことにつきましては、町が人権擁護委員を推選するに当たりまして、人権擁護委員法第6条第3号の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、人権擁護委員の任期は1期3年となっておりまして、本町の人権擁護委員の数が現在6名ありますが、そのうち2名の方が任期満了を迎えようとするところでございます。

まず、諮問第1号につきましては柿原信知氏を推薦しようとするものでありまして、あけていただきまして経歴を載せております。平成7年12月から現在までということで、6期18年を委嘱されておりまして、引き続きお願いしようとするものでございます。

諮問第2号につきましては、今期をもって退任される南畑静子氏の後任ということで今村理恵氏を推薦しようとするものでございまして、あけていただきまして今村理恵氏の経歴をそこに載せております。ここに書いてありますとおり、平成13年の9月から人形劇とか舞台劇等を通じて子供たちの成長を支援する団体であります、都城子ども劇場の事務局長を4年間、そして平成22年から同劇場の代表ということで現在に至っております。そして、平成21年4月から、三

股町立文化会館の運営委員ということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、請願第1号と意見書案第4号の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） それでは、子供の医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願書の趣旨説明をいたします。

まず、請願者の新日本婦人の会都城北諸支部とありますが、これの説明を少しさせていただきます。

この会は全国的な組織で、子供の幸せ、それから平和を願っているいろいろな婦人の要求に基づいて勉強したり活動したりしている全国的な婦人団体であります。この三股でも都城と一緒に、都城北諸支部として活動しております。このたび、子供の医療費を小学校卒業するまで無料にすることを請願を受けましたので、請願の趣旨を説明いたします。

今、女性が生涯に産む子供の数は1.39人で、少子化が大きな社会問題となっております。少子化の原因には子育てに金がかかることが上げられております。特に、子育ての大きな不安の一つに子供の病気があり、子供が病気にかかったとき、お金の心配なく病院に行けることは早期発見、早期治療につながり重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。県内でも既に、入院では中学校卒業までが11自治体、小学校卒業までが2自治体で、通院でも中学校卒業までが8自治体、小学校卒業までが1自治体で実施されております。新たに、日南市、日向市でもことし10月から入院、通院とも小学校卒業まで実施されることが決まるなど、県内でも無料化の動きが広がっております。

子供は未来の社会をつくり、支えていく宝であります。子供の医療費を保証することは大きな子育て支援となり、宮崎県においても安心して子供を産み、育てられる環境を整えるために小学校卒業までの医療費を無料にさせていただきますよう、請願をいたします。

よろしくご審議の上、採択していただきますようお願いいたします。

次の、子供の医療費無料化制度を早期に創設することを求める意見書案ですが、これは今の請願の趣旨で説明したとおり、全国的に各自治体で実施されておいて、国がまだ制度化していないものですから、財政難の厳しいところではなかなか、各自治体によってもばらばらであり、日本の子供たちは全て等しく受けられるように、そして国でこの制度を实らせていただきたいと思っ、て、医療費無料化制度を国の制度として早期に創設するよう求める意見書案です。

以上、説明いたしました。よろしくご審議の上、採択していただきますようお願いいたします。

いたします。

終わります。

○議長（山中 則夫君） ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時50分休憩

[全員協議会]

午前11時02分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（山中 則夫君） ここでお願いいたします。総括質疑で詳細な数値等の提示を求める質疑をされる方は、事務局に用紙を備えておりますので、あす火曜日の正午までに通告くださるようお願いいたします。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時02分散会

平成25年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成25年9月11日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成25年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 諮問第1号、第2号の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 諮問第1号、第2号の質疑・討論・採決

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君

書記 久寿米木和明君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。開会前ではありますが、総務課長から J—A L E R T の全国一斉訓練の説明があるそうです。

発言を許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） おはようございます。8月15日の回覧でもお知らせしたんですけども、そして本日9時にも広報塔でお流したんですけども、本日午前11時ごろということですけど、ごろと11時半ごろに J—A L E R T の全国一斉訓練がございまして。町のほうでも防災行政無線のスピーカーから音声が一斉に流れるということで、中身については、内容については前回と同じような形で、訓練ですとか始まって、最後にチャイムが鳴るという流れでございまして。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。総括質疑につきましては、議案第70号から議案第78号までの9議案の決算に対する質疑と、議案第79号から第90号までの12議案、諮問、報告及び請願、意見書案に対する質疑の2つに分かれて行います。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。

また、くれぐれも一般質問のようにならないように、ご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により同一議題について、定例会では3回を超えることができないとなっております。質疑の際は、議案番号明示の上、質疑をお願いします。

それではまず、議案第70号から議案第78号までの9議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 一般質問、予算決算委員会のほうになるんですが、ちょっとこの場でさせていただきたいと思って、主要施策の成果とその財源調べのところの17ページです。

太陽光発電システム設置費補助金495万3,000円、これが、1件当たりどれぐらいで何件ぐらいされたのか。

それともう一つは、18ページの畑地帯総合整備費負担事業の3,294万円、この事業がどれぐらいの地域の農家に当てはまるのか、この2点です。

○議長（山中 則夫君） 一般会計の資料です、今のは。最初は（「一般会計の決算資料です」と呼ぶ者あり）決算資料です。17ページと18ページです。

答弁をお願いします。環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） それでは、今のご質問ですが、太陽光発電システムに関しましては、1キロワット当たり3万円の助成で、最高10万円を限度に50名を募集したところがございます。結果としまして、10万円を47名、9万6,000円を1名、9万円が1名、6万7,000円が1名となりまして、計50名に対して495万3,000円を助成したところであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） もう一件、産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 県営畑地帯総合整備負担金事業ということで、高才第2地区に関するご質問でございましたので、高才第2地区に関しましては、その地域内の第2地区内の受益者といえますか、有資格者が158名いらっしゃいました。その中で同意者153名の同意です。96.8%の方々が対象になっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 住宅用太陽光発電の場合、今あちらこちらで普及が進んでいるんですが、この補助金は町内の業者に頼むようなあれになってるのか、それとも都城、宮崎あたりの業者でもいいのかどうか。そのあたりちょっとお尋ねいたします。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） これにつきましては、都城、管内です。都城、三股の業者となっております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それで、その住宅関係、太陽光発電は本年度25年度も継続してされているのか。また次、来年度もなされるおつもりなのか、そのあたりもお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） はい。これにつきましては、昨年度が前期を5月の1日に

30名、後期のほうを10月1日20名で募集したんですが、特に10月のほうは、1日で定員オーバーの25名ほど来ましたので、昨年の外部評価にかけたところ、できれば希望者に広く均等にわたるようにしてほしいというご意見がありましたので、こっちは5万円の100名という形で募集しました。

それで、4月1日から行っているんですが、昨日でちょうど100名に達したところでございます。来年については、まだこれからの協議になると思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） それでは質疑はないようですので、議案第70号から議案第78号までの9議案に対する質疑を終結します。

次に、議案第79号から第90号までの12議案、諮問、報告及び請願、意見書案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 一般会計に絡むんですけども、全体の予算の本質ということで、あえてお聞きをいたします。

議案第83号「三股町一般会計補正予算（第2号）」についてお聞きいたします。ページ数、まず20ページの教育費の中の教育総務費の中の2、事務局費で、理科執行備品購入とありますが、事務局で理科の実験をされるのかどうか。事務局費なので、学校では使う、学校は下のほうにありますから学校では使わないということですので、教育委員会なのか財政なのかわかりませんが、お答えをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） これについては、平成21年度にも同じような状況がありまして、そのときも教育振興費じゃなくてこの事務局費のほうで組んでおります。

理由としては、各学校に配分した場合に入札を行って、50万以下になると補助がつかないというようなことでありまして、これをどんぶりという形じゃないけど、全体で入札して補助をつけようというもので事務局費のほうに組んでおります。これは別段問題はないということでありましたので、ここに組んでおります。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 学校は小学校と中学校しかないわけで、各学校にする必要があるのかどうかはまた別問題として、やっぱり学校の費目でいうと中学校と小学校で2つしかない。そうするとそこで組むのがしかるべきじゃないのかなというふうに思います。50万円以下になるって言われましたけども、これ小学校と中学校の比予算上でいくと、50万円以下にはならな

いんではないのかなというふうに思います。それはまたあれですが、これについて胃の腑に落ちないので、そういうことを平成21年度は、21年度として、これ今平成25年度の話をしておりますのでお願いをします。余りぴんときませんけれども、またそれについて議員の皆さんどう思われるのか、またそんな時だと思います。

続いて、この議会の議運の中でもちょっと質問したんですが、収入の中の同じ補正予算ですけども、7ページの安心こども基金特別対策事業補助金の2,447万5,000円が、15ページの民生費の児童運営費のこの下のほうだけが、下の3つです、委託費と使用料と19の負担金だけが保育士改善事業委託事業というふうに改善事業というふうに載ってますので、この3つだろうというふうに思うとお金が合いません。

もし、その上もあるとすれば、それもやっぱり字数あるわけで入れるべきだったんだろうと思います。答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） これについては、指宿議員から9月4日の議会運営委員会の中で説明を求められていたものであります。先ほどの予算書の一般会計補正予算書7ページをごらんください。

ここに県支出金の民生県補助金補正額2,447万5,000円の補助があります。これを15ページ、今言われた15ページ、児童運営費2,387万5,000円に、ここ2,385万7,000円を計上しておりますが、残りが61万8,000円足りません。これにつきましては、11ページをごらんください。11ページの総務管理費、一般管理費の補正予算額の財源内訳のところの国県支出金、ここに61万8,000円を計上しております。これにつきましては、保育士処遇改善特例事業を行うに当たって、職員の時間外勤務が発生するというものでありまして、時間外手当のほうに財源をここに持ってくるということで計上しております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ここには職員手当は全部減ですよ、この一般管理費百歩譲っても。

しかし、本来であればここに、先ほど言った15ページに、残業代であれば職員手当の残業代と入れて相対が合うようにするべきなのが当たり前ではないのかな。質問の主旨でいうと、私はこの需用費の消耗品がこの中に入っているのかなというふうに思ったわけです。だから、これについてはやっぱり、この中で計上すべきだったと。職員の残業代であればなおのこと、ここに入れるべきだったというふうに思うんですが、なんでそんなからくりみたいな形になったのか、もう一回答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） 特別会計を除きまして職員の時間外手当につきましては、この総務費の中に組んでおりますので、そこにもっていったということであります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） それではないので、議案第79号から第90号までの12議案、諮問、報告及び請願、意見書案に対する質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって各議案は、付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願ひします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

日程第3. 諮問第1号、第2号の質疑、討論、採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、諮問第1号、第2号の質疑、討論、採決を行います。質疑の回数は、一つの議題で5回までとなっております。

まず、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第1号は、原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論も終結します。

これより採決を行います。諮問第2号は、原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と可決されました。

本日の議事日程は以上ですが、その後、各委員会におかれましては、審査日程を協議の上、事務局にご提出ください。

ここでしばらく休憩といたします。

午前10時16分休憩

〔全員協議会〕

午前10時17分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） それでは以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時18分散会

平成25年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成25年9月24日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成25年9月24日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案第91号から第94号及び意見書(案)第5号の取扱いについて

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案第91号から第94号及び意見書(案)第5号の取扱いについて

日程第2 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	書記 久寿米木和明君
	書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君

地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	山元 宏一君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君			

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 追加議案第91号から第94号及び意見書（案）第5号の取扱いについて

○議長（山中 則夫君） 日程第1、追加議案第91号から第94号及び意見書（案）第5号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

一般会計予算決算常任委員会終了後、去る9月20日、議会運営委員会を開催し、追加上程されています議案第91号から議案第94号及び意見書（案）第5号の取り扱いについて協議いたしました。

その結果、議案91号から議案94号及び意見書（案）第5号については、既に提案されている議案の全てを終了後に委員会付託を省略し、最終日に全体審議で措置することと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。最終日の26日に追加提案されます議案第91号から第94号及び意見書（案）第5号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを終了後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。

それでは訂正いたします。もう1回お諮りいたします。最終日の26日に追加提案されます議案第91号から第94号及び意見書（案）第5号については、ただいまの議会運営委員長の報告

のとおり委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを終了後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号から第94号及び意見書（案）第5号については、既に提案されている議案全てを終了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第2、一般質問を行います。

発言については、議会基本条例及び会議規則、並びに申し合わせ事項等を遵守して発言してください。それでは、発言順位1番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） おはようございます。それでは、一般質問を始めていきたいというふうに思います。一つ目の質問を行いましたら、質問席のほうに移動して質疑させていただきます。

まず初めに、どぶろく特区について。どぶろく特区、どぶろくの醸造所が2軒目が誕生いたしました。特区として、今後この展開をどのように進めていく計画なのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。では、ただいまの池邊議員のご質問についてお答えしたいと思います。

どぶろく特区について、今回2軒目が誕生したわけなんです、そちらの今後についてのご質問でございます。

ご案内のとおり、本町は九州発全国最南端のどぶろく特区として、平成16年12月に認定を受けました。そして、平成17年10月21日には、そば道場百姓屋でどぶろく初蔵出しが行われたところでございます。

今回の2軒目は、ことしの1月にお食事処癒しの館我生庵に、その他の醸造酒製造免許通知書が交付されたものでございます。平成16年度の特区認定、平成17年度に1軒目の製造免許交付以来7年半、ようやく2軒目の製造免許交付ということで、町といたしましても大きな期待を抱いているところでございます。

今後の展開については、いろいろと担当課のほうで検討しておりますので、そちらのほうを担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、どぶろく特区としての今後の展開についてでございますが、第1軒目ができましたあとですから、平成18年度におきましては、どぶろくを活用した特産品開発のためのプロジェクト会議、どぶろく特区を活用した三股町全国PR大作戦を商工会主導で実施いたしました。

その取り組みの中で好評を得まして、現在も特産品として販売されている商品もございます。

今回、町内2店舗、2種類のどぶろくができたということで、そのあたりがもうセールスポイントで十分に活用できるのではないかと考えております。飲み比べの企画など、それからどぶろくを活用した新しい商品の開発など、地域おこしとなる事業や展開を関係機関とともに立案していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それではお尋ねをいたしますが、今後の取り組みとして、今醸造所が2カ所ですけれども、これからまだふやしていくというふうな考えがあるのかどうかということをお答えください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今後につきましては、もちろん、どぶろく特区全国最南端の町として、2軒に限らず、3軒目、4軒目ができることは非常に喜ばしいことです。

ただ、条件がございますので、条件に合致した農家を探し、またその農家を育てていくということが重要だと思います。そういった条件整備ができれば、3軒目、4軒目という形でふやしていければというふうには考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、今、全国でどぶろく特区というのは何カ所あるのかということをお教えてください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） その数字については、ここではちょっと持ってきておりません。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 現在の数字というのはちょっと私もわからなかったんですけれども、2010年の段階で110カ所あるんです。ということは、どぶろく特区自体がそんなにも全国的にはめずらしくなくなってきたということが言えるんじゃないかと。

そう考えますと、どぶろく特区を生かして、どういうふうなことを今後まちづくりとしておこなっていくかということをお明確に打ち出さないと、どぶろく特区としてはなかなか成功はできな

いんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） おっしゃるとおり、確かに県内でも、国富町、高千穂町というふうにございます。ただ、どこも今1店舗であるということ。

ただ、三股町の場合は日本最南端の場所であって、焼酎の文化圏の中でのどぶろくということで、異種なものを感じる部分というのを打ち出していきたいというふうに考えてますし、今後、県内のどぶろく特区を持っていらっしゃる高千穂町と国富町、そして三股町、この三者が手を結ぶということも、現時点で特区醸造さんの中で話がもう既に出ております。そして、力強いものに持っていかうという話が出ております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは町長にお尋ねいたします。

どぶろく特区ということを前面に打ち出して三股町やっておりますけれども、柔軟な発想で、例えば、どぶろくに合うおつまみとか、以前やった全国展開支援事業みたいなものを活用してどぶろくを活用した商品というのを、新たにまたつくり上げて成長させていくというふうな、そういったお考えはないでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、2軒目が誕生したということで、このどぶろくへの関心度合いがより高まらなければならないというような意欲で、熱意で、取り組まなくてはならないと思っております。

そういう意味合いでは、どぶろくだけの製品ではなくってどぶろくを活用した、今言われました、前回のときには全国展開事業をやったわけなんですけど、今回はどのような形での次への展開するかということはいくらでもございまして、やはり、それを使った関連の商品開発、そのあたりは十分必要だろうというふうに考えています。

今後の課題というふうで受けとめます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 2軒目ができてない段階じゃなくて、もう2軒目はでき上がっているわけですので、ぜひスピード感を持って対処のほうをお願いをしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、続きましての質問に移りたいというふうに思います。

三股町の教育行政について。全国学力テストの結果と今後の方針を問うというところでございます。回答、お願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） この全国学力調査でございますが、本調査は小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学を中心に、知識と活用を見る問題で実施されており、本町児童生徒の学力の定着状況を知る資料として、また、その分析による学力向上に向けた資料の一つとして活用しているところでございます。

本年度は、4年ぶりに全小中学校を対象とした調査が4月24日に行われ、先般、都道府県ごとの結果について公表されたところでございます。

本年度の結果を見てもみますと、三股町は小学校において、国語の「主として知識を問う問題」では、全国、県の平均を上回っております。一方、国語の「主として活用を見る問題」や算数では、わずかながら平均を下回っております。

また、中学校においては、国語、数学とも、全国、県の平均をやや下回る結果となっております。

町教育委員会といたしましては、各学校に対して自校の調査結果を分析し、指導方法の工夫、改善など、学力向上対策をお願いしたところでございます。また、本町では、「文教のまち」であり、学校、家庭、地域が協力、連携して児童生徒を育てていこうという機運をさらに高める機会を設定していきたいと考えているところでございます。

そのひとつの取り組みとして、本町は教育に関する人的資源が豊かであることから、地域の人材活用を視野に入れた児童生徒の学力向上対策について、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 教育というのは、学力だけではないというようなことを十分承知をした上でお尋ねいたしますが、学力が高ければ、将来としていろんな広がりが出てくることは、現実としてあるわけです。三股町で育ってよかったというようにやっていただきたいというふうな、そういう学力にしていきたいというふうな思っています。

それには、やはり基礎学力の底上げというのが必要になってくるというふうに思いますが、教育長にお尋ねいたします。基礎学力を高めるために、どういうふうなことができるというふうなお考えでしょうか。また、その高まった基礎学力というのを推し量る率として、どういったものがあるとお考えでしょうか。教えてください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 先ほど、議員のほうからもおっしゃいましたように、学力というのは学習だけではなかなか力がかからないものだというふうに思っております。

そういった意味で、先ほど申しましたように、学校の授業だけではなくて、地域、家庭の連携、協力というのが、基礎学力の定着に十分な大きな力を発揮するというふうに思っております。も

ちろん各学校においては、基礎的な部分についてのこのテストの分析を観点ごとと一緒に分析をいたしまして、どこが落ち込んでいるかということを実態に応じて分析し、考察を出して、授業の中で定着を図るという手段は取っておるところでございます。

繰り返しますけれども、家庭とか地域、いわゆる生徒指導とか、挨拶とか、そういったことが基礎的な部分を、力をつけるというふうに思っておるところです。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今、質問が一個抜けたと思いますけれども、その高まった基礎学力を押し量る手段というのは何かあるのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） それを押し量っていく手段というのは、いわゆる繰り返しの学習、それは学校でも、家庭でも、基礎的な部分の繰り返しの学習で進めていく。そして、その実態がどうであったかということは、こういったテストによって分析していく。そして、その落ち込んだところをまた復習し、落ち込みのところの部分について学校で強化し、家庭へもどこが落ち込んでいるか——個に応じた落ち込みを家庭も理解し、そこを支援していただくということの繰り返しというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 以前に私はこの場所で質問したんですけれども、町内の統一試験をやってはどうかというふうに思っています。

やはり、学力だけではないといえども、学力をつけなければ将来の広がりというのはないわけですので、それ現実問題としてあるわけですから、ぜひ子供たちのために、そういう町内統一試験というのを行ってはどうかと思いますけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 全国学力調査のほかに、宮崎県で宮崎学力調査というのも、学年は違いますけれどもやっております。その全国学力調査、宮崎学力調査を県内、全国と比較しながら分析してるところでございます。

そのほか、学校によってはC R Tテスト、あるいはN R Tテストといった標準学力調査というのをやっております。それによって、個人のいわゆる落ち込んだところを分析していくとか、そういったものはそれぞれやっておるところではございます。

それにプラス、町内での学力調査ということになりますと、例えば、中学校3年生で申しますと、そのほかに高校入試のための模擬的なテストが年間数回ございます。非常にテストの数が多いのは実態でございます。

そういったところを精査しながら、校長会等で今後研究していきたいというふうに思っている

ところでは。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 私は、どちらかと言えば中学校では、もう基礎学力というのは決定してしまっているというふうに思っているんです。

ですから、3年生、4年生、5年生、そういったところあたりで、家庭の中でもしっかりわかるような指標というのを明確に打ち出してあげるというのが、三股町教育行政のあり方、役割ではないかというふうに思っているところです。

ぜひ、ご検討いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは次に町長にお尋ねいたします。

先日、宮日新聞に静岡県知事の記事がありました。内容は、静岡県内の全国学力テストの下位100校までの校長名を公表すると発表していたのを方針転換をして、学力テストが平均以上だった校長の発表86校、全体の17%でありますけれども、その発表を行ったという内容であります。

静岡県の知事としては、このままの学力ではだめだという危機感のあらわれだったというふうに思います。それは記事からも明らかで、公表は下位でも上位でもよかったが、ほとんどの学校は反省する必要があるというコメントが出ておりました。

そこで、町長にお尋ねですけれども、「文教のまち」三股町として、このままの学力でいいとお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回のこの全国学力テストの結果について、教育長のほうから報告がございまして、本町の実態はどうか、見えたところがございます。

そういう中で、やはり小学校、そしてまた中学校もそうですけれども、やはり「文教のまち三股」という以上は、それなりの努力をまだまだしなければならぬだろうというふうに考えています。

そういう意味合いでは、今回ここに教育委員会のほうで先ほど回答しましたように、あらゆる機会を設定して、そしてまた本町には、そういう文教に携わった方々がたくさんいらっしゃいます。そういうものを資源として、夏休みとか、いろんなところで活用するシステムも一つの方法かというふうに考えてます。

そういう意味合いでは、やはりこの地域の、三股町の学力はというものに対しては、やはり教育を中心に、まだまだこれから頑張らなければというふうに感じたところがございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 全国学力テストの平均以上の優秀な学校を公表するお考えはあり

ませんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回の学力テストの静岡県知事のやり方を含めて、いかがなものかというふうに思っています。それとまた、以前は橋下知事の各学校の成績発表というのありましたけれど。

この学力テスト自体は、要するに各学校の校長、あるいは先生たちの責任を追及するものではなくて、やはり全体的な学力アップということで、自分の学校がどういう位置づけにあるのか、それを教育委員会、そしてまた県、そして町を含めて、一緒になって努力しようというふうな取り上げ方という意味合いでは、今回の発表はいかがなものかというふうに感じたところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 捉え方はいろいろあるというふうに思います。

ただ、子供をお持ちの保護者の方は今なんです。今が大事。危機感を非常に持っておられる方もいらっしゃると思います。ぜひ、「文教のまち」を率いているリーダーとして、それくらいわかりやすいことをしてもいいんじゃないかというふうに、私なんかは思っておるんですけども。

なぜ、これを公表できないのか、どうすればいいのかということをやあお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この学校の公表となりますと、やはり学校自体のランクづけ、また、地域のランクづけ、そういうものにつながっていく。あるいはまた、各先生たちの評価を含めて、いろんな意味合いで波及といいますか影響が大きいんじゃないかというふうに思います。

そういうことではなくって、やはり各学校がどういう位置づけにあるかというところは、教育委員会、そしてまた学校自体も把握してるわけですから、やはりこの結果を十分踏まえてどうあるべきか、いうふうに思います。

また、学力テスト向けの取り組み、そういうことをやっていくとさらに成績が上がるわけなんですけれども、先ほどありましたように、学力とは何かといった場合に、単なるペーパーテストだけではなくって、いろんな意味合いでの総合力という意味合いから、それぞれ学校のやり方、生徒の育て方というのもあるかと思しますので、そういう意味合いで、やはりこの公表というのはいかがなものかというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） やはり、それであれば町内の学力テストというふうなことを考えていただきたいというふうに思います。

それでは次に進みます。

河川浄化についてであります。現在の取り組みと成果、それから今後の方針をお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 河川浄化についてのご質問でございます。

平成3年に実施されました、九州一級河川ランキングで大淀川の水質が26河川中最下位という大変不名誉な結果になったのを受けまして、平成5年に大淀川流域自治体が結集しまして、河川浄化を目的に大淀川サミット実行委員会を立ち上げ、これまで各種の取り組みを行ってきたところでございます。

さらに、本町では、平成6年3月には三股町河川をきれいにする条例を制定いたしまして、各種施策に取り組んできました。

この施策の中心をなすのは、河川の水質汚濁の要因である生活排水対策であります。この対策で一番有効なのは、生活排水を直接河川へ流さないことであり、本町では、集落排水事業や公共下水道事業、そして合併浄化槽の設置助成等の事業を推進し、水質の浄化に努めてきたところであります。

それぞれ、これまでの取り組み、成果、そして今後の方針については、担当課長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） それでは河川浄化について、現在の取り組みと成果、そして今後の方針についてお答えします。

本町では、農業集落排水事業を平成7年の4月より梶山地区、平成13年4月より宮村南部地区で供用を開始しまして、公共下水道事業も平成17年3月より供用開始しまして、現在も年次的に整備を進めているところでございます。

梶山地区では、供用開始から18年が経過しまして、接続率が92%達しております。そして、その成果は顕著でありまして、生活排水が田んぼへ流れていました用水路は、現在ではきれいな水へととなっております。

宮村南部地区では12年が経過しまして、接続率が80%、公共下水道については8年が経過しまして、接続率が50%に達したところでございます。接続が完了した地域においては、側溝からの悪臭がなくなる等の効果があらわれております。

集落排水事業及び下水道事業区域外、または認可区域外では、合併処理浄化槽の設置の助成事業を平成3年度より実施しておりまして、平成24年度末までに計2,345基の補助をして整備したところでございます。

公共下水道・農業集落排水については、使用料をいただきながら町は責任をもって汚水を浄化

しまして、河川へ放流しておりますが、合併処理浄化槽については設置者、個人に責任を持って管理していただくことになっております。

本町では、法定検査の受検率が、平成23年度調査で県平均40.8%に対しまして、26.0%と低い状況であります。

県では、今年度に浄化槽の適正管理実態調査を実施しておりまして、本町では1,068基の浄化槽について、今年より来年1月にかけて調査が実施されることになっております。この調査結果に基づいて、今後は県と協力しながら、浄化槽の適正管理について啓発していきたいと考えているところでございます。

また、生活排水以外では、河川汚濁の要因と考えられるのが、排水規制のかからない小規模事業所からの排水や、河川等への不法投棄などがあります。これらの対策としまして、河川浄化等推進員を8名の方に委嘱しまして、河川パトロールを強化し、不法投棄や水質汚濁の早期発見に努めるほか、クリーンアップ三股などのイベントを通じて、河川浄化の啓発活動を実施しているところであります。

さらには、都城保健所との共同事業としまして、生活排水対策モデル地区を指定しまして、学習会やアンケート調査などを実施しておりまして、今年度は蓼池の地区において、11月ごろに実施する計画となっております。

そのほかの取り組みとしましては、民主団体等の協力を得まして現在実施しておりますEM団子の活用、そして都城河川水質改善プロジェクト協議会が実施しました、ひも状接触材などの活用についても検討をしているところでございます。

ただし、生活排水処理施設の整備が進んでいる地域で、まだ接続されていない住民や事業者の方々に対しまして、河川浄化の重要性をご理解いただきまして、早期に接続していただけるよう啓発活動を続けていくことが、最も重要であるというふうに、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 説明、ありがとうございました。

担当課はご承知ですけれども、私は、今環境省に登録されている環境カウンセラーの資格を今持っています。また、ことし4月から国土交通省の九州地方整備局長から委嘱されまして、河川モニターも今務めております。これは一級河川ですので、私の担当は大淀川流域の担当になっていきます。このモニタリングを今行っているところです。

そういうようなことで、ちょっと専門的なところから話をさせていただきます。

環境省のホームページを見ますと、主要生物というのがございます。水生生物は、水質と溶存酸素量によって生育、また種類が変わってくる。その生物を見て、水質を推し量ることができる

というようなことです。

分類は、水質階級を1から4に分けております。1はきれいな水、2はややきれいな水、3は汚い水、4がとても汚い水というふうになります。

ちなみに、宮崎県は独自のもの、ヒゲナガカワトビケラを入れたものをつくっておりますけれども、今、県内小中学校、それから保健所がよく使っておりますが、それは大淀川流域ネットワークがワーキンググループを立ち上げてまして、河川課と一緒にやってつくった、私も参加しましたけれども、平成19年につくり上げたものでございます。

その主要生物と見てみますと、ちょうどしゃくなげの森からずっと下りてきまして梶山まで、これは1から2という、大変いい水準のものになっております。ところが、沖水をずっと下っていきますと本流の都城市のほうでは、3の汚い水になるわけです。これは、生物主要で見たときです。三股の流域内では、本流のほうはきれいだというふうな川で数値が出ておるんですけども、ただ、流れ込んでくる水路に関しては、やや問題があるというふうなことは出ております。

一方、水質を科学的に調査するパケットテスト、これは大学や専門機関で水質をより正確に測る方法なんですけれども、その方法でCODとpH、アンモニウム態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、リン酸態リンの6項目について、測定を行いました。

その中のCODから見てみますと、しゃくなげの森付近から長田峡、めがね橋——つまり、長田から梶山、三股橋くらいまで非常によい数値が出ておりました。ところが、早馬神社の下から急に悪くなっております。

担当課のほうは恐らくおわかりだというふうに思うんですけども、大体あの水路ではないかというようなことがおわかりだと思いますが、流れ出る生活雑排水の影響であります。それから、浄化センターの西側の年見川分水路、あそこも同じことが言えます。

沖水川本流においては、硝酸態窒素も気になる数値が出ておりましたが、まだ、私一度しか確認しておりませんので、数回確認して、目立つようなら担当課に伝えたいというふうに思います。

説明があったEM団子を投入している蓼池の第三都市下水路。ことしみたいに雨が少ないと、においもひどいときがあったというふうに聞いております。大淀川の入りこみの水路の水質浄化も含めて、今後、何か対策がお考えでありましたら、お答えください。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 先ほど申しましたとおり、11月に蓼池都市下水路付近につきまして、家庭の雑排水、例えば、油を流さないような指導とか、そういうものを指導しまして、指導する前とあとの水質調査をするというような形で、啓発作業を行うようにしております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 先ほど、検討を進めているというふうに言われましたが、都城市

水質改善プロジェクトが入れましたひも状接触材、通称バイオコードというふうに言うんですけども、ぜひ、この導入も考えてはどうかというふうに思っております。

都城は2カ所設置しております。これは場所のほうは、鷹尾のほうの雨水幹線と小鷹の水路に導入をしておりますが、微生物の力を利用した、いわゆる合併浄化槽の仕組みを三面張りの用水路に活用するものでありまして、設置価格もほかの水質浄化設備と比べると格段に安いというふうなことで、県内も今ほかの町が視察に来たりということで、興味を持って勧めているところでもありますので、ぜひ、そういったところも活用していただきたいというふうに思います。

データは、大淀川流域ネットワークのホームページにも出ております。担当課のほうでは確認をしていただきたいというふうに思いますが、一部を紹介しますと、浄化設備、これ30メートルあるんですけど、ひも状に、上流と下流の水のデータであります、最新の8月のデータです。BOD値（生物的酸素要求量）でいうと、11.04から9.93、これが鷹尾の数値であります。11.04から9.93。小鷹が5.14から3.10に、驚くほどの数値です。よくなっているというデータも出ております。ぜひ、三股町のほうも今検討されてあるのであれば、前向きに対応をしていただきたいというふうに思います。

この件について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど課長のほうが回答しましたように、今、蓼池地区では、生活雑排水からの都市下水路の悪臭というのが、大変な課題、問題になっておりますので、ぜひ、このEM団子だけではなくて、今言われますこのバイオコード、そちらのほうも、ぜひ実施していきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 年見分水路のほうもありますので、ぜひ前向きにご検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、続いて次の質問に移ってまいります。

空き店舗対策についてでございます。幹線道路沿いに非常に空き店舗がふえてきておりますが、今後どのような対応をとる予定なんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 幹線道路沿いの空き店舗、そちらのほうもふえてきておるということで、山王原のほうも、この商店街も大分そういう店舗が目立ってきたところがございます。

この空き店舗対策につきましては、一般会計予算決算常任委員会のほうで、産業振興課長のほうがご説明したと思いますけれども、今回は空き店舗の現状把握、所有者の意向調査を実施したいというふうに考えてます。この調査につきましては、商工会のほうに委託する予定で、内容は

空き店舗の所有者、または全店舗の経営者の方と面談をいたしまして、空き店舗の今後の取り扱いについて伺うものでございます。

再開の意思があるのか、賃貸あるいは売却の意思があるのか。そして、空き店舗の大きさや間取りなどの確認をするとともに、プライバシーに配慮した上で、閉店の理由などを調べたいというふうに考えています。

これらの調査結果を踏まえるとともに、商店街のあり方、小店のあり様など、大局に立った観点から、空き店舗対策につきまして、商工会との関係機関等々と協議しながら、勉強しながら、検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 非常に空き店舗が目立ってさみしい思いをしてるのは私だけではないというふうに思っておりますが。

やはり、そういう现阶段のことを進めるのであれば、どういった町をつくっていくという、目標も必要ではないかというふうに思いますけれども、町長は公約の中でいいキャッチコピーを打ち出しておられましたが、そのキャッチコピーを考えるに至ったところ、そういう思いも含めて、どういった町にしたいか、どういった商店街にしたいのかというようなことをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この商店会や商店街のあり方なんですけれども、本町は商店街というのが実際あったのかどうか、そのあたりはちょっと微妙でございますが、小売会という形で山王原あたり、それとまた蓼池方面によっています、そのあたりが昭和40年代の当初あたりは、そして駅周辺、そのあたりが中心であったのかというふうに思いますけれども。

やはり、車社会になって、そしてまた一番大きいのが、2000年の、平成12年の大規模店舗法の改正ということで、大型スーパー等が国道沿いとか、郊外、そういうふうになりまして、非常に地域の商店街といいますか小売会が、いわゆる客奪われというようなことで衰退していったのかというふうに考えています。

また特に、今回本町は都城よりの関係のところ、非常に密集、そしてまた商店街の立地の広さがからんでおりまして、どちらかという、この東側の方はさびれつつあるという状況であります。そういうところを、どうやってバランスのいいまちづくりにしていくかというのが非常に大事なところでございます。

しかし、そういう商店街を新たにつくるということは、大変難しい課題だというふうに思います。都城の事例もそうですけれども、中心市街地の活性化と一言で言っても、なかなかそれが実現できない、難しいというような語らいでございます。

そういった意味合いでは、既存の町の形を基礎におきながら、しかし、やはり少子高齢化とい

う時代にマッチしたようなまちづくりも必要。というのは、やはり生活に必要な、やはり利便性の高い、また高齢者に優しいまちづくりというところは、やはり重要だろうというふうに思います。

そういう意味合いでは、駅周辺のところの活性化のほうにも力を入れながら現在やっているところでございます。また、やはりこの三股小学校付近、山王原付近、これからはどうするかということが大きな課題でございますので、これらについてはすぐに答えが出るものではございません。先ほど言いましたような調査等を踏まえながら、やはりどのような、そういう商店が必要なのか、あるいはどういうふうな形であったら持続可能なまちづくりができるか、そういう観点から関係機関と検討させていただきたいというふうに思います。

ですから、それぞれの特徴ある、特性あるまちづくりということで、三股の場合は過疎、過密、そして空洞化がありますので、そこをまちづくりの中で少しでも解決できるような取り組みをさせていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 町長の公約の中に、非常にいいキャッチコピーがありました。まちづくりを示すような。それをお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 申しわけありません。にぎわい、創出ですね。

これはやはり念頭にあったのは、やはりこの駅周辺の活性化というところでございます。それはもちろん、商工会等含めて、よかもんやを含めて、いろんな町の形を、やはり三股町のへそであります三股駅、その周辺を中心にしながら活性化したいなということで、そのあたりににぎわいを持っていきたいというふうに考えたところでございます。

やはり、先ほど言いましたように少子高齢化となりますと、やはり高齢者に優しいまちづくり、そういうものが大事なところもございますので、やはり郊外型だけではなくて、やはり三股町の真ん中ににぎわいを創出するということが大事ではなかろうかというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 商店街としてみたときに、現在のことを考えると、やはり人口は植木地区に集中して、都城圏域のほうに日常生活が流れていってしまっているという中では、非常に商店街としては難しい感じがするところも、これ事実としてあると思います。

しかし、店舗の活用というのは、これまた別で、どういったゾーニングをやっていくかということになるかというふうに思っています。例えば、アトリエロードというのを延ばして、そういう職人さんを集めてくる。また、クラフト関係、教室関係を常に行っていくような、そういうにぎわいを創出するようなこと、そういうふうなこともぜひ——これは今の調査が終われば、そう

いったとこの段階に行くわけですので、ぜひ、そういったところあたりを、町長みずからがどういうふうな方法で行くというのを、明確に打ち出していきたいというふうに思いますけれども。

今のその話を聞きますと、明確な案はないというふうに私は受け取ったんですけれども、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このまちづくりっていうものは、行政だけがするものではありません。やはり、地域の皆さん、そしてまた、いろんな関係の方と意見交換し合いながらつくります。

ただ、やはり、先ほど言いましたように、まず基本的には西側に本町のいろんなまちづくりが、にぎわいがあるのを、できるだけ東のほうに持っていきたいということで、この駅周辺のところの活力を取り戻したいというのが、第一点のまちづくりの基本的なスタイルでございました。

ただ、現在のところ、全くそちらのほうの方向性は見えていませんけれども、ただやはり、地道な取り組み等、ソフト事業含めてしているところでございます。そしてまた、山王原含めたところはどうかというところは、都城の中心市街地と同じように、すぐ答えがでるものではありません。ですから、これについてはどうかというところは、やはり私一人の考えではなくて、皆さんとともに方向づけしたい。

ただ、ほんとに、先ほど言いましたように、生活のスタイルが大分変わってきてます。個人、車社会を含めて。そういうふうな方々にとっては、大型ショッピングセンターに買物に行けばいいわけなんですけれども、ただ、やはり車のない人たち、足のない人たち、そういうところをどうするかということになると、やっぱり近いところにそれなりの生活必需品があるようなお店というのは大事でございますので、そういう観点を含めて、やはり少子高齢化、福祉、そういう観点からのまちづくりというのを、今後模索していきたいというふうに思ってます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 活気あふれる三股町にしたいというのは、ここにお集まりの皆さんの思い、一致しているというふうに思いますけれども、ぜひ、町長はリーダーシップを発揮していただきまして、まちづくりを進めていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） それではここで、11時まで本会議を休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順2番、内村君。

〔4番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（4番 内村 立吉君） おはようございます。ことしの夏は暑さとともに局地的に降る大雨が目立ちました。9月15、16日に日本列島を縦断した台風18号で、初の特別警報が出されました。国民の生活と財産を守る観点から、災害規模の的確な把握と自治体住民への情報伝達、住民の実状を反映した防災対策が問われております。異常気象が猛威をふるっております。

また、記録的な猛暑で、観測史上最高値を塗りかえました。一方、不安定な大気が集中豪雨、竜巻をもたらし、暮らしや営農に爪あとを残しました。それだけに、気象情報の重要性は高まっております。

第23回参院選は7月21日、投開票されました。自民党が過去最多と並ぶ議席を獲得して圧勝いたしました。衆参のねじれは解消されました。

そして、第95回全国高校野球選手権大会で県勢初の準優勝に輝いた延岡学園野球部は、サッカーの鵬翔高校に続く快挙、県民に大きな感動を与えたのではないかと思います。まさしくスポーツランド宮崎ではないかと思っております。

また、8月の夏休み中に子供たちが巻き込まれた事故、事件もありました。滋賀県東近江市では、自治会の消火訓練中に火のついたエタノールが飛び散り、住人が負傷ということでした。また、京都府福知山市の花火大会の露店爆発事故、8月終盤には、三重県朝日町の空地で四日市中の3年の女子生徒が遺体で発見されました。改めて考えさせられる点ではなかろうかと思います。

そして、東京オリンピック2020年の決定。日本全体がわいて盛り上がったのではないかと思います。これからインフラ整備、スポーツの強化等、進んでくると思います。それぞれ、各県、各地域で我が町から選手をと取り組んでくると思います。本町におきましても、素晴らしい素質のある子供がいっぱいいます。みんなで応援して、必ずしや望みをかなえてくれる子供が出てくることを望んでおります。みんなで応援したいものだと思っております。

質問に入らしていただきます。

第4回の地区座談会が行われました。町民の生の声を聞く機会だと思っております。年間行事計画、並びに新規重要事業等について説明がありました。座談会につきましては、意見を述べようとしている人、話を聞いてその内容の中で意見を述べようとする人、地区で活発に意見の出るところ、意見を聞くほうにまわっているところ、それぞれだと思っております。この座談会を町長としてどのように受けとめられているか伺いたいと思います。

あとは、質問席にて質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、ただいま内村議員のほうから、地区座談会について問うということで、今回、平成25年度の地区座談会を実施しましたがけれども、これについてどのように受けとめているかというご質問でございます。

まず、この地区座談会の開催目的でございますが、町民参加のまちづくり、町民との協働のまちづくりというのの実現のために、町民の皆様のご意見、ご提言などを幅広く町政運営に反映させたいということで取り組んでいるところでございます。また、町民の皆様と直接コミュニケーションを図り、本町のまちづくりについての意見を交換し合うことは非常に有意義なことだというふうに考えています。

今年度は6月から7月の2カ月間にわたって、町内八つの会場で開催しまして、合計215名の町民の方々にご参加をいただきました。そして、座談会の中では、本町の今年度における年間行事計画や新規重要事業などについて、ご説明をさせていただいたところでございます。

この座談会において、参加者の方々から多くのご意見やご要望などをいただきまして、これに対しましては、すぐに対応できるもの、中長期的な展望に立って一緒にしなければならないもの、今後十分に協議しなければならないものなど、多岐にわたりますけれども、緊急性や必要性などを勘案しながら、真摯に対応していくつもりでございます。

このように、町民の皆様と直接お話をすることで、お互いに理解が深まることもたくさんありますし、本座談会は町政改革に取り組む上での重要な施策の一つというふうに考えています。

さらに、町民の町政に対する理解を深め、開かれた町政をより一層推進していくため、この座談会において出されたご意見や、そしてその後の検討結果、具体的な対応などについては、本町のホームページで本日閲覧できるようにしたところでございます。

これからも、町民の皆様の声を敏感に捉えまして、町民の皆様とともに住みよいまちづくりに取り組み、自立と協働でつくる元気なまち三股を目指し、今後とも多くの町民の皆様と町政について真剣にお話をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 答弁といたしましては、皆さんが考えるような答弁だと思います。

地区住民も地域でも、要望、意見等もいろいろ違いもあるんじゃないかならうかと思えます。その中でやっぱり、今少子高齢化といいますが、その中で年寄りが多くなってきます。その中で、上米公園の横のパーク、路上池があります。あれは今まで樺山土地改良区が管理しとったわけです。今、都市整備課が管理されております。これは、多分埋め戻されるんではなからうかと思っております。

やっぱり、今から先は、高齢化がふえてきたときに、やっぱり皆さんがスポーツを通じてゆっくりするところ、そういうことが大事じゃないかと思っております。そうしたときに、もう一回伺います。パークゴルフ場をつくるかどうか、その方向性を伺いたしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど、議員のほうから前段でいろいろと、この25年度の梅雨明け以降の宮崎県のスポーツに関するお話等もございました。

その中で、宮崎がスポーツランド宮崎というふうになつてます。本町もアスリートタウンづくりの創造というようなこともかかっています。ですから、その中でことしアグレッシブタウン構想というのを、具体的にまちづくり、スポーツの方向性を示したいということで、今検討をしているところでございます。

その中で、先ほどありましたような、パークゴルフ場の件についても検討がされているところでございます。これにつきましては、言われましたように、上宮田池の部分につきましては、土地改良区の詳細を得て、縮小するということについては了解を得たところでございますので、それを踏まえながら、このパークゴルフ場について、アグレッシブの中で方向性を示したいというふうを考えています。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） できるだけ、つくる方向にしていきたいと思います。

その中で副町長に伺いたします。

23年度から今まで三股町の副町長として、出向としてこちらに来ていらっしゃるわけですが、来る中で、三股町というところはいろいろ、いろんなこと調べられて来られたんじゃないかと思っております。しかし、聞くと見るとでは違うというようなことで、実際的に本町に来られて、土地土地で風習、ならいというようなこともあります。地区長として2地区のほうに家を借りられて住んでおられるわけですが、2地区のほうにも非常に壮年活動とか、取り組んでおられるわけですが、本町のイメージと言いますか、副町長独自で、細やかに言ったらいろいろありますけれども、全体的に大まかに言って、副町長独自の、町の中でもいろいろと審議の中で助言等もなされているんじゃないかと思っております。その中で、どういうふうを受けとめられるか、伺いたしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 副町長、答弁ができますか。副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 私も就任当初にお話したことがあると思いますが、三股町は非常に住みやすい、環境のいい町だと。それから、いろいろな資源を持っている。もっとそのPR等を行っていききたいというようなことをお話しした記憶がございますが、地区座談会等、あるいはいろいろな行事に出席させていただく中で、三股町のことを知るにつれ、最初の思いは変わらぬま

ま、ほんとに残っております。

ただ、やはり各地域ごとにいろいろな事情が異なると。それによって住民のニーズは異なっているものがあるなというのも実感しております。

ただ、その中でやはり重要なのは身近なインフラの整備といったものもありますし、また、高齢者の問題、そのほか、若者が戻ってこれる町にどうやって行っていくかということだろうと思います。

そういった、三股町全体に共通する課題を、私も今後も町の町政を担う者の一人として、三股町全体が目的を持ってさらに進んでいけるように、微力ではございますけれども、力を尽くしていきたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 急に答弁をいただいたわけですが、これからも町のほうに、町とかいろんなどこでご助言をしていただきたいと思います。

それでは、宮崎牛定義の一部見直しについてご質問させていただきます。

昭和61年10月に、より良き宮崎牛づくり対策協議会が創設され、正式に宮崎牛は定義され、平成19年に宮崎牛として、宮崎県経済農業協同組合が地域団体商標登録を行っております。

目的としまして、宮崎牛ブランドのレベルアップ、ほかのブランド牛との差別化、消費に与えるイメージの強靱化、希少管理、技術の向上を図るということを最大の目的とするといわれております。今の宮崎牛の現行といたしまして、表示、販売、対象とする牛の定義となっております。

このことが、最長飼育地が宮崎県の黒毛和種で今なっているわけですが、格付協会による肉質等級が4等級以上のを宮崎牛と言っておるわけですが、去年1年間の宮崎牛の頭数、そして本町の頭数を伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 去年1年間の頭数ということでございますが、宮崎県全体でございますと2万4,914頭の取り扱いがございます。そして、これ三股町の数字とは違いますけど、都城家畜市場、都城農協での取り扱いが6,076頭ということになっております。

その上で、4等級5等級ということでございますが、ここに持ってきておる数字は、上物率の割合という形で持ってきております。ですから、24年度宮崎県全体の平均の上物率が60%となっております。ですから、約1万4,940頭あまりであると。そして、都城農協管内でいきますと6,076頭と申し上げましたが、上物率69.5%でございますので、4,220頭あまりということになると思います。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） なかなか厳しくなってくるわけですが、これから平成

27年4月販売から、今度は宮崎県内で出生、肥育された血統が明確な黒毛和種で日本食肉格付協会による肉質等級が4等級以上のものというのが、宮崎牛になっております。

そしてまた29年度4月からは、知事が認める雌雄牛で、宮崎県内で出生、肥育された血統が明確なものとなっております。

今の市場の中で買われた牛は、この27年の7月から出荷されるような形になります。今からの仔牛は。その出荷される要因になってきます。その中で、市場の動きというもの、購買者の動きがあらうかと思えます。

宮崎牛でも、県外からほとんど買って来られる方、県外のを買って来られる方で、その中の長く養ったのを宮崎牛として出してる方、それができなくなってくるわけですので、今の市場の動向を、どういう動向か伺いたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 市場の動向ということでございますが、先ほどおっしゃったように、今後、定義の見直し等が入ってきますと、非常に宮崎牛というそのものが固定化されてくる。その中で、先ほどおっしゃったように、特に都城家畜市場で扱われる仔牛というのは、ほとんどにおいて父とその母の父、両方が県の雌雄牛を使っているという部分が、ほとんどが使っております。

そういったところから、市場動向としましては、今月9月の動向を見ましても、非常に仔牛のセリ高は高くなってきていると。その中には、県外も含めて、県内の肥育農家も都城家畜市場につめかけているような状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今から肥育農家を買われる牛は、この27年、29年に当てはまってくるから、市場の動きも変わってくるのではなかろうかと思えます。その中で、今後もこのことにつきましては何回か質問をさせていただきますので、そのようなことで、この質問は打ち切らせていただきます。

続きまして、第6回の三股町の町民スポーツ祭が行われました。町内最大のスポーツ祭でした。スポーツを通じて、地域の交流が図れるのではなかと思っております。

一番盛り上がったのが、自治公民館対抗ソフトボール大会じゃないかと思っております。その中で、やっぱりもうちょっと企画を考えてもらったほうがいいんじゃないかと思うんです。例えば、リンクリーグですよね。そうしたときに、総当たりになったときに優勝が決まって消化試合となってくるとこもあるわけです。

そのときに、やっぱり気がゆるんだり、怪我をしたりする可能性があるんじゃないかと。そのときに、やっぱりその中で、ある程度競わせるような方法もいいんじゃないかと思えますけど。

そのことを伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 自治公民館対抗のソフトボール大会は、三股町民総合スポーツ祭の一環として行われております。広く町民にスポーツを普及し、町民の健康増進と体力の向上を図り、併せて自治公民館相互の親睦融和を認め、豊かで住みよいまちづくりに寄与することを目的としているところでございます。

例年、予選と決勝を2日間に分けて行っていたものを、ことしは例年の7回制から5回制に変更をして時間の短縮を図り、午前中に予選、午後から決勝大会を行いまして、1日限りで大会を終了いたしました。

これは、自治公民館連絡協議会の意見等を受けまして、体育協会理事会で検討し、決定したものです。また、実際の運営はスポーツ推進委員で行いました。ことしは23チームの参加があり、予選を三股小学校グラウンド等6会場に分けて行いました。

予選をパート別リンクリーグにした理由は、最低でも2試合はプレイしてもらい、ソフトボールを楽しんでいただきたいという思いからです。午後からの決勝大会においては、トーナメント方式を用いました。

今後、試合方法を初め、運営要項について多面的に検討し、より盛り上がるよう、工夫してまいる所存でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 多面的に工夫して企画してやっていかれるというような、答弁があったわけですが、

以前に、都城の早朝野球なんかをしたときに、ちょっとかけ離れておりますけれども、やっぱり個人的な意識をさせるような、まあ言えば打撃で十傑をつくるとか、こうしたときにチーム内でもお互いのそういうライバル的な、それができてくるんじゃないかと思うんですけども。

今後、取り組む中で、そういうことも協議会の中で意見として出していただきたいと思います。今後の検討をよろしく願います。

続きまして、熱中症対策について伺います。

県内では、ことしの夏、猛暑が続きました。戸外に出ると、本県特有の強い日差しがふりそそぎ、暑さと相まって体力を奪います。屋外にいても気をつけたいのが熱中症であります。人間の体は気温が上がったり、激しい運動などで、熱が発生したりすると、熱の産出と放出のバランスが崩れる。その結果、体温が上昇し、めまい、立ちくらみ、けいれん、頭痛、吐き気など、さまざまな症状が見られるのが熱中症といわれております。このうち6割は未成年者と高齢者といわれ

ております。子供は、発汗、血圧機能調節が未発達で、高齢者は、体温、循環体液調節機能が低下しているとわれております。

このようなことを踏まえて、ことしは本町におきましても、非常に暑かったわけです。雨もものすごく少なかったと思います。この中で、やっぱり夕方でも散水車で水でもまいてもいいんじゃないかというような話も出ました。そしてまた、予防策、対策できたことがいろいろなされたのかという話も伺いました。そのことを伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 熱中症対策についての町の取り組みについての、このご質問でございますが、国では、熱中症対策について、近年、温暖化やヒートアイランド現象などの影響もありまして、職場や学校、スポーツ現場での発生だけではなく、夜間や屋内を含め、言われましたように子供から高齢者まで、幅広い年代層で発生していることから、関係省庁が分担、連携して、対策を推進しているところでございます。

近年は熱中症での夏場の救急搬送者数が4万人前後で推移しておりましたが、ことしは猛暑で、救急搬送者数が5万5,000人を超えたという状況がありました。

本町においても、熱中症に関する国からの取り組み情報は、県の担当部局あるいは町のそれぞれの担当課を通じて、高齢者関係団体、教育委員会、学校、JA、民間企業等に提供されているところです。

本町での具体的な取り組みについてのご質問ですので、それぞれの担当課長から回答させます。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） それでは町民保健課のほうから、町の取り組み事例を具体的に紹介いたします。

健康管理センターのほうでは、熱中症に関する普及啓発ということで、広報みまたに熱中症予防を掲載しているところでございます。町主催の事業である、特定健康診査、後期高齢者健康診査時及び後期高齢者を対象とした健康診査結果説明会では、予防対策として、お茶の配布をして水分補給をしていただいております。と同時に、熱中症予防の講話をしております。

このほか、生後5カ月児の保護者を対象にした育児教室で、熱中症予防についての講話を実施しております。

また、定期的を実施しておりますところの子供の教室では、水筒を持参してもらって、各地区からの依頼の健康教室、あるいは福祉課主催の介護予防教室でのお茶の配布、水筒持参の呼びかけ、熱中症予防の講話を実施しております。

なお、管内の発生状況ですけれども、都城救急医療センターでの熱中症による救急搬送件数ですけれども、平成25年度は91名——9月6日現在の数字です。これに対しまして、平成

24年度が29名ということで約3倍と、ことしの猛暑が患者数の増加となっているものと思われます。

町では、町民への健康づくりの推進と地域医療の充実に取り組んでいるところですが、今後も医療、健康関連の情報をいち早く提供できるよう関係機関とも連携し、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 部活動等の状況もご質問ありましたので、お答えいたします。

三股中学校の部活動は、現在文化部を含めまして22の部活動が活動を行っています。今年度、県の中学校総合体育大会においては、剣道部、バドミントン、陸上部が九州大会を果たし、剣道部女子、陸上部は全国大会へ出場しました。アスリートタウン三股の将来を担っていく数多くの子供たちが、この部活動やスポーツ少年団で育成されています。

夏の暑い時期の練習で一番心配されるのが熱中症です。熱中症になる生徒の多くが、体力の低下を起こしていたり、体調不良の状況にある場合が多いと言えます。そのため、中学校では、毎朝担任による健康観察が行われております。また、部活動の顧問においても、部活動前の健康観察を行い、事前に生徒の体調チェックを行っております。

熱中症対策といたしましては、運動前に早めに水分補給を行うことや、運動中においても適宜に休憩を取らせたり、こまめに水分を取るよう指導をしております。熱中症は、最悪の場合死に至ることもあり、軽率な行動は事態の悪化を招くこともあります。

本町の各小中学校においては、AEDを設置して緊急の事態に備えるとともに、運動会や中体連の各大会等には機材を持ち込んで対応をしております。また、毎年AEDの使用方法について、講習会を開催し、緊急時の対応に備えています。

教育委員会としましては、今後も熱中症に対する基本的知識を再確認し、学校に対しまして、その防止策や児童生徒への的確な対応につきまして、指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今、教育長のほうから答弁があったわけですが、いろいろ対策的にはとられているということですが、これから先も、今非常に大気が不安定といいますか、今は考えられない天気が続いたりすることもありますので、いろんな、油断は許しませんけど、そういう対策的なこと等をとっていただきたいと思います。

やっぱり、熱中症というのは予防策だと思いますので、その予防策の中でもやっぱり水分補給や、休憩をとること、それと十分な睡眠をとること、十分な食事をとること、まずもって基礎的な問題じゃなかろうかと思っておりますので、そこへんたいのことを、今から先もいろいろと周知して

いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、小学校プールについて伺います。

子供は非常に水遊びが好きです。宮村小学校のプールの全体、老朽化が著しいといわれています。塗装がはげまして、交代で保護者が監視をしてるわけですが、監視をしてる人が、何人も足を、すりきずをした人を見たということでした。子供の足は、やっぱりやわらかいわけですから、こういうことで、どうにかならないものか。国の国土強靱化対策等での対応はないものかと伺いたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） お答えいたします。

宮村小学校のプールは大小2つのプールがございます。大プールは昭和43年3月に、小プールは昭和62年7月に竣工をしております。大プールにつきましては、竣工以来45年を経過しており、必要のつど維持補修をしているところでございます。

宮村小学校プールの修繕等に関しましては、昨年5月に飛び込み台の撤去及びプールサイドの補修、修繕を行いました。そのほか、洗眼蛇口の取りかえ修理も行っており、児童に事故やけがないよう、安全管理に取り組んでいるところでございます。

宮村小学校のプールにおける児童のけがの件でございますが、学校側による授業中におけるけがの報告は受けておりません。しかしながら、学校の調査によると、夏休みの解放期間中において、すりきず程度のけがが2件あったとのことでありました。

さて、ご質問の国土強靱化対策は、主として東日本大震災からの復興、首都直下型地震、南海トラフ地震等の防災対策を想定したものであり、宮村小学校でのプールの改修については対象外となっております。

今後、児童の事故防止対策を強化し、安全管理を根ざしていく所存でございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 宮村小学校のプールの問題にふれさせていただいたわけですが、ほかの小学校も建てられてから年数はたっている。その中で、もう一回検査といいますか、見てもらいというような要望も入っております。そこらへんを。

やっぱり、本町は人口が増加しております。宮村小学校にしても、ながむ台ですか、いい所ができたわけです。そのような中で、設備等もよくなってはならないんじゃないかと思っております。こういうことが悪評で広まったりしたら、やっぱりいいことはあまり広がらないけど、悪いことつちゅうのはすぐ広がっていくわけですから。この中で、やっぱり実際的に現場に行って話を聞いたり、実際的にその実情を踏まえて見てもらったりして、その中で検討していただきたいと思っております。答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。お願いします。

○教育長（宮内浩二郎君） 今、宮村小学校のプール申しましたけれども、他の小学校のプールも、実際足で運んで、実際に見て、それぞれの修理箇所等はないかどうか、あるいははげがをする可能性がないかどうか、点検をし、検討をしてみたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（４番 内村 立吉君） 以上で、私の答弁を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） 発言順位３番、上西さん。

〔７番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（７番 上西 祐子君） ７番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

安倍内閣は、来年４月からの消費税を５％から８％に増税しようとしております。しかし、消費税が予定どおり実施されれば、税率８％で約８兆円の増税、税率１０％ならば１３．５兆円の増税となります。

１９９７年に消費税が３％から５％に引き上げられましたが、その当時、労働者の所得は平均年収が５０万円ぐらいふえていましたが、増税によって、家計の底が抜け、大不況の引き金を引く結果となりました。

今回はどうでしょうか。日本経済は、長期にわたるデフレ不況に陥っております。１９９７年をピークに、労働者の平均年収は約７０万円も減少しております。一方で、最近では物価だけが上がり始め、暮らしはますます大変になっております。

中小零細企業は長期にわたる不況のもとで、消費税を販売価格に転嫁できない状態が続いている上に、円安による原材料価格の上昇を転嫁できないという、二重の苦しみの中にあります。消費税が増税されたら店をたたむしかないという、悲痛な声が広がっております。

国民の暮らしと営業が、長期にわたって痛手を受けているのもとで、史上空前の大増税で、所得を奪い取ったら暮らしと営業を破壊するだけでなく、日本経済を奈落の底に突き落とすことになることは、誰が考えても明らかではないでしょうか。

本町も大多数が農業、商工業、中小零細企業の労働者、公務員、年金生活者と、それぞれつましく生きておられる方がほとんどです。給料が減り、年金もこの１０月から引き下げられるのもとで、消費税が上がったら生活はますます苦しくなるばかりです。町民生活への影響を町長はどう考えておられるのか。また、行政にとっても、物件費購入などでも影響があると思いますが、どのくらいの影響なのかを伺います。

あとは質問席から質問してまいります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 消費税の引き上げに伴う影響についてということで、来年の4月から消費税増税が予定されております。これに対する町民生活の影響、また自治体の物件費、購入費等も影響すると思うがどのくらいかというご質問でございます。回答させていただきます。

政府による消費税の集中点検会合が8月の26日から31日までの6日間行われました。その結果、予定どおり2014年、来年の4月の税率引き上げに賛成する有識者は7割を超えました。首相はこのことと、10月1日に日銀が発表する9月の企業短期経済観測調査、短観を分析した上で最終判断をすると表明していますが、新聞等の報道によりますと、予定どおり引き上げるといふ方針を固めた模様でございます。

消費税が増税された場合の町民生活の影響についてですが、与党税制改正大綱では、2014年4月に消費税を8%引き上げる際は、軽減税率の導入は見送り、10%になる2015年10月から導入することを目指すとなっておりますのでございます。

このようなことから、消費税が8%に増税された場合には、全品目に8%が課税されますので、消費税の逆進性の問題から、低所得者層の負担が増大するところでございます。

また、増税による景気の腰折れも懸念されることから、政府としましては、消費税引き上げと合わせて、景気経済対策や低所得者に対する負担軽減策を検討することになっているところでございます。

これらの対策の内容等を、町としましては十分注視しまして、即応できるといいますか、それに対応できるような体制といいますか、そういうふうな方向で考えています。

自治体の物件費、購入費等の影響については、担当課長のほうで回答をさせます。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） 自治体の物件費、購入費等の影響についてですが、平成24年度決算をもとにして、消費税が8%になった場合の町財政の影響について、ご説明申し上げます。

消費税は、歳入にかかるものと歳出にかかるものがあります。初めに歳入にかかるものとしまして、体育館や各公園などの使用料、施設の貸付料とか、物品を売り払った場合の収入、それとごみ袋の販売代金などにかかっております。

歳出につきましては、人件費、扶助費、公債費等を除いた物件費、例えば、備品とか消耗品の購入、またある業務の委託、それと道路などの維持補修費とか工事請負費など、ほとんどのものにかかっております。

平成24年度歳入において、歳入にかかる消費税、これが8%のときが336万7,000円となります。5%のときが216万5,000円で、差し引き120万2,000円程度の増額と

なります。

歳出においては、歳入にかかる消費税8%のときが1億5,147万3,000円です。5%のときが9,737万6,000円となりまして、差し引き5,409万7,000円の増額となります。

歳出にかかる消費税の影響額5,409万7,000円から歳入にかかる消費税の影響額122万2,000円を差引きますと5,289万5,000円が消費税の負担増となります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 町の物件費なんかもそれだけまたふえるということは、税金がそれだけ減るってということになるわけで、その工事、いろいろな施策が財政的に苦しくなってしまうというふうなことにもなるわけですね。

それともう一つ、町関係のもので町民が払うもの。水道料とかそういうふうな、その影響なんかは消費税を払うようなものはどういうものがありますかね。私たちがいろいろ払うもの。税金には消費税はつかないんでしょうけれど、仮に言えば水道料とかそういうふうなものがありますよね。そのあたりちょっとお尋ねいたします。わかりますか。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（山元 宏一君） 先ほど申しましたように、体育館の貸し出しとか、今言われた水道とか消費をもってサービスがあるというようなものについては消費税がかかります。物品の売り払い。例えば、前あったんですが、助役車2号車という車があったときに、やはりこれを売り払ったときにはその当時5%の消費税をかけております。

町がほとんど消費税を取るというのは多くはないんですよ。ただ、買うときには、先ほど言ったように、億という数字が出てきます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 消費税っていうのは、とにかく所得の少ない人が困るっていうんですか、所得税を課税されないような所得の少ない人、それから所得ゼロの人にまで課税される過酷な税金ですよね。だから、貧困と格差が広がっていきます。これに反して大企業っていうのは1円も消費税を払っていないわけですよ。全部価格に転嫁できますから。それと、輸出業者っていうところはいろいろ車なんかをつくった場合に、原材料費に消費税がかかっているだろうからということで外国に輸出をした場合は輸出戻し税っていうのがあるわけですね。だから、その輸出戻し税ちいうのが大きいわけですよ。だから、輸出業者っていうのはそれでもうかっているというふうな状態なんですね。だけど、この三股あたりで大きな会社っていうのはそうないわけで、販売価格に転嫁したくてもできない商店、いろいろ食堂とかそういうふうな人たちは本当に

もう今度の選挙前なんかでももう大変だというふうなことを言われる方が多かったです、価格を上げたくても上げたらお客が減るから上げられない。身銭を切って払っているというふうな方々がほとんどだと思うんですね。だから、地元の商店街の皆さんは消費税を泣く泣く払っているというふうな状況があります。

それと、またもう一つは、町民も子育てしている人たちでも給食費なんかも上がると思うんですね、食材をやっぱり給食費なんか大量に買うわけで、消費税を負担させられて3%上がった場合に給食費が今五、六千円だとすればその3%上乘せになるかもわからないと。やっぱり、それと子育て中の人たちは子供が年々大きくなっていけば洋服とか靴とかそんなのも全部買い換えないといけないということで、とにかく全てのものに消費税が8%、10%になったら生活はますます厳しくなるわけで、これで賃金が上がっていればまだ何とかなるけれど、公務員の給与も7月から下がりましたし、うちなんかも年金が大分、10月から支給される分、がくんと減らされる通知がきております。

だから、やっぱり消費税が上がって所得が減るっていうふうなことに對して、本当に町を預かっている町長なんか、町民の生活ということから考えてどう考えていらっしゃるのか。本音のところでお答えをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 消費税のこのアップの目的というのが社会保障の充実ということでございました。やはり国民の年金、それから介護そして福祉、もうそちらのほうに全ての消費税は社会保障に充てるんだということでありましたので、そういう意味合いでは国民の多くの方々も賛同している部分はあるのではなかろうか。ただ、今回のこの消費税のアップに対する国の施策をみますと、非常にそれとは違う方向で施策を振っているなということ、本来の目的に沿った取り組みがほしいというふうに思いました。

先ほど議員が言われましたように、今回、この消費税がアップされますと、本当に直近のといえますか、喫緊の話でございますけれども、給食費をどうするかというのも大きな課題でございます。今、小学校3,900円、中学校4,400円なんですけれども、やはり食料品とそちらのほうに転嫁されて値上げという形になりますと、現状のままで運営できるかとなると、やはりこれについては保護者の方々をお願いするのも出てくるだろうなというふうに思いました。

それとまた多くの生活必需品自体が値上げということになりますので、多くの方々はその税負担という部分での負担感を味わうだろうというふうに思います。

そういった意味では非常にこの消費税を上げるということは、本当に上げてほしくないんですけれども、ただし、やはりこの日本の将来のこの社会保障のあり方というものを対極的に考えた場合はやむを得ない部分もあるのかなと。ただ、そういう方向で使われるという前提のもとでご

ざいます。

以上、回答といたします。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、消費税が社会保障についていうふうなことを言われましたが、この消費税が導入されて24年になるんですが、この間、最初導入のときは消費税は社会保障に使うというふうなことを国はいいました。だけど、この間社会保障は全部悪くなる一方なんですね。介護保険が導入されるし、年金は下げられるし、うちなんかは60歳から年金出たんですけど、今の退職者は65歳にならないと年金が出ないというふうな先延ばしになっていますでしょう。それから、老人医療費も昔は定率400円とか800円とかの定率だったのが、今1割負担。来年からは2割負担になるとかいうふうなことをいわれております。ますます悪くなっているんですね、社会保障の場合は。

そして、この間我々が納めた消費税の9割、90%がこの間の法人税の引き下げに使われているんですね。だから、法人税の引き下げの穴埋めに我々の消費税増税分が賄われている、充当されているというふうな、この数字の上からすればそういう状況があります。

だから、やはり今、消費税を上げたら、消費者にすれば入るものが変わらないのに毎日の生活に必要なものとかほとんどの全ての値段が上がるし、とにかく明日どうなるかわからないというふうな心配があるわけですから、景気はますます悪くなるんじゃないかと。経済学者も、それからの世論調査を見ても消費税に賛成な人でも、今、増税すべきではないというふうなことをいわれております。昨年でしたか、議会でも消費税増税に反対する意見書が可決されたものですから、ぜひ自治体、町も国のほうに消費税は来年4月から上げることをやめてほしいというふうな意見を言っていただきたいんですね。

そうしないと、三股ではアベノミクスの影響とか株でもうかっている人はほとんどいないと思うんですね。ますます三股の商店街、それから町民生活、それから先ほど物件費いろいろなものが5,000万円以上、町が払う分がふえるっていうふうなことをおっしゃられたものですから、この5,000万円というのはものすごく大きいと思うんですよ。本当にいろんな福祉政策をしてもらいたいとか、町道の補修を、生活道路の補修をしてもらいたいと思っても財源がない、財源がないって言われるわけで、これ以上また払う分が、消費税として払う分が5,000万円以上ふえると、ますます財源が厳しくなるのは目に見えているわけですから、ぜひそういう点で地方財政を運営していくためにも消費税増税に反対していただきたいなというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

○議長（山中 則夫君） 続けてください。

○議員（7番 上西 祐子君） はい。

全国的に人口減少や高齢化に伴い空き家が増加し、景観や防災・防犯などの面で空き家対策が求められております。本町でも空き家の調査をされたと伺いましたが、今現在どれぐらいの空き家・空き店舗があるのか。その数を質問いたします。

それからまた、持ち主の意向や管理の行き届いていない空き家はどうか。

まず質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、空き家調査についてのご質問です。お答えしたいと思います。

まず、空き家調査につきましては、昨年の9月から11月にかけて現地調査を行っております。これは2つの目的がありまして、まず一つ目に老朽空き家の防災・防犯及び生活環境保全への対応。もう一つは空き家の有効活用による居住の安定確保という目的で行っております。

これらの調査を今後住宅政策を検討するための基礎資料を得るための調査ということなのですが、この結果、町内に360軒の空き家を確認しております。空き店舗については、先ほど産業振興課長のほうからありましたように、本年度調査ということで、また数字は出てくると思っております。

今年度はこの360軒の空き家の所有者の皆様に対して空き家の維持管理の状況とか有効利用をする意向などをお聞きするための空き家のアンケート調査を行いたいと考えております。これは、今月中にそのアンケートの発送に向けて今準備中であります。今後はこのアンケートの調査の結果を精査しまして、空き家の有効活用の資料としたいと考えております。

将来的にはこの空き家につきましては、賃貸とか売買などを希望する所有者の皆さんの情報を町のホームページに載せるとか、また希望する方に空き家の情報を提供するという空き家バンク制度も将来は考えていきたいと考えております。この空き家バンク制度というのは、今、都会からIターンとかUターンを検討されている方の情報提供の場となりますし、これによって移住促進、人口増にもつながるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今現在空き家が放置されていることで建物の一部が破損したり、それから隣の家とか公道とかへの迷惑がかかっているとか。そういうふうな空き家の苦情とかいうふうなのは町にはくるんですか。どこが対応されているのか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 空き家の庭の草ですね。これが繁茂している場合にはうちのほ

うに連絡がありまして、はがきで通知しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 先ほどの360軒調査したってことなんですが、その中で実は特徴的なのがありまして、崩れかかった本当に崩壊しかかった家っていうのも何軒かあったんですが、ただその空き家等はちょうど山間部の本当奥まったところでありまして、町中にほとんどなかったんですけれども、そういうことで、こう人里離れたといいますか、昔倉庫で使っていた、昔住んでいらしたというような。ただ、周りは人家がありませんので影響はないんですが、そういうのも何軒かあったということです。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 空き家っていうのも持ち主がいるわけですから、問題にすることはできないんですけど、やはり今、全国的に空き家対策条例というのをつくって対応していく。持ち主に維持管理とかを義務付けるとかそういうふうなことをされている自治体がふえてきておりますが、町の場合はその方向性はどうかでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 今、おっしゃられたように、全国各地には空き家対策条例を制定しているところがあります。これは主に東北等の雪が多いところで、住んでいる人がいない、雪の重みで潰れてしまう。非常に周りにとっても危険だと言うことで、その空き家の所有者に対して条例で撤去なり、整備なりを求める条例というのがあります。

先ほど言いましたように、当然360軒の中に何軒かあります、そういう建物がですね。これが本当に町民のいろんな環境破壊とかいろんな危害を加えるような状態が出てくると、当然これ、条例が必要になってきますので、先ほど言いましたように、この360軒の持ち主のアンケートの結果を見まして、必要ならばまた制定する必要が出てくるのかなと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） やはり、私、ちょっと話は変わりますが、これから高齢化に向けて認知症とか一人暮らしがふえていく。そういった場合に、この前テレビでのアンケートの結果を言っておられましたが、一人暮らしになって特に男性の方は1週間も、10日も誰ともものを言わんというふうな人たちが多いんですね。あるところで聞きましたら、近所で誰かお茶でも飲むようなたまり場みたいなのがあると、行ってしゃべったりとかいうふうなこともできるんだがと。今、そういうふうな施策を考えているところもあると聞きました。私は山王原、その商店街なんかもそうなんですが、歳をとって本当に小さな集落ごとに集まり場所、ふれあい場所、そういうふうなことを空き家なんかを持ち主の意向もあるんですが、町が借りたりして何かでき

ないのかなど。大牟田に視察に行ったときは、認知症予防対策のために空き家を活用しているっ
ていうようなことを聞いたもんですから。

だから、そういうふうな活用の仕方。そこら辺をこれから10年も経つと本当に超高齢化社会
になっていくわけで、どう介護予防につなげていくか。やっぱり男の人でもひとり閉じこもって
いるよりも、外に出てしゃべる相手でもおればまた違ってくるんじゃないかなど。女の方は結構
いろんな公民館活動に参加しますけれど、そこら辺町長、福祉の観点から空き家対策を考えるお
気持ちはないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 空き家について今後どう活用していくかということでございますけれど
も、とりあえずは、まずは所有者等の意向等を踏まえながら、そして今後その空き家をどうする
かということで調査結果を踏まえて検討させていただきたいと思います。

町ではこの児童館と放課後児童対策、それとあわせたところで児童館のあり方、交流サロンの
な福祉的なあり方として使えないかということも今、検討しています。

そういうところとあわせてもっとそういう場が多く必要であれば、その空き家の活用というの
もひとつの視点かなというふうに考えますので、調査結果等を踏まえながらご意見等を参考にさ
せていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ、これから本当にふえていくわけですから、多面的な方向で
考えていただき、そしてまたこの空き家を更地にする場合、更地にしたら固定資産税が上がると
いうふうなことを聞いて、その撤去費用なんかの問題もあるっていうことを聞いたんですよ。
だから、そのあたりも考えていかないと。だから活用できるものは活用する。更地にして固定資
産税をアップさせるのか。そのあたりもまたこれから検討課題になると思うんですが、ぜひひと
つ空き家対策ではそのあたりも考えていただきたいと思います。

空き家対策の質問はこれで終わります。

○議長（山中 則夫君） それでよろしいですか。

○議員（7番 上西 祐子君） はい。

○議長（山中 則夫君） ここで昼食のため、1時30分まで本会議を休憩します。

午後0時11分休憩

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番の上西さん。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それでは、3番目の質問を続けてまいります。

年齢とともに聴覚が衰える老人性難聴の患者の方は70歳以上の半数と推定され、全国では1,000万人いるといわれます。適正に補聴器を使っている方はその10%から20%で大部分の人が聞こえないままでおります。講演会などでいい話を聞けると聞いても、また演劇や音楽、映画など楽しい催し物などに行きたいと思っても、どうせよく聞こえないからと最初から諦めている高齢者の方や難聴障害者の方は多いのではないのでしょうか。

これからますます高齢化が進みます。本町でも文化会館や社会福祉協議会、福祉課の窓口などに難聴の方への支援対策が求められるのではないかと思います。その対策のひとつとしてヒアリンググループの設置を検討できないものなのか、質問いたします。

ヒアリンググループとは磁気を発生させる電線を輪のようにはって、そこにマイクをとおした声を電気信号として送ることで磁気の信号を発生させます。この磁気の信号を磁気誘導コイル付きの補聴器、あるいは受信機で受信します。マイクの音を直接聞くので雑音の少ないきれいな音を聞くことができるとされております。障害者でありながら放ったらかしにされているのが老人性難聴者です。難聴のために人付き合いを避けたり、ひきこもってしまうことがあります。高齢化が進む中、難聴問題にどのように対応するのがこれからの課題となってくるのではないかと思います。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 高齢者の難聴対策ですけれども、これについてお答え申し上げます。

町内の聴覚障害者手帳をお持ちの方は現在89名ございますが、高齢化が進行している現状では手帳をもっておられないが、耳が聞こえづらく、補聴器をつけておられる方も多数おられるのではないかと推定いたしております。

磁気ループシステムは高齢者、難聴者用集団補聴システムでございますが、補聴器では聞き取りにくいスピーカー音を直接アンテナから受信し、明瞭に聞くことができ、補聴器をお持ちでない方も専用受信機の貸し出しで対応が可能な設備であるとしております。

町では本年度障害者基本計画や地域福祉計画等を策定する予定でありますので、難聴者の方を初め、広い範囲でニーズ調査を行うなどして導入の必要性等について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） このヒアリンググループっていうのはまだまだなじみがなく、知らない人もいらっしゃるみたいで、宮崎市でも県立の文化会館ですか、あそこなんかにもまだ取り付けられていないというふうなことで、宮崎市ではオルブライトホールが取り付け機器を貸し

出しているというふうなことなんです。

それで、やはりこれから本当に高齢化が進んでいけば、私の知っている人にももう75歳を過ぎて耳が遠くなっているものですから、いろいろなものに誘ってもなかなか行かないんですよね。だからやっぱり、そういうひきこもりにもならないためにも90歳になっても生き生きと人と付き合ったり、いろんな講演会にいったり、お芝居を見たり、映画を見たりとかいうふうな文化活動なんかもできるように、生き生きとした老後を過ごすためにも、ぜひ町で進めて、今度障害者計画を立てられるんだったら、そのあたりをぜひ検討していただきたいと思います。

宮崎市のオルブライトホールは建てるときに何かもう最初から設置されていると。設置したということを聞いたんです。今、宮崎市の議会傍聴をよくするために、今、何か検討をしているというふうなことを、宮崎市に電話をしたらそういうふうなことを言われたんです。だから、最初から設置するんだったら経費もかかるかもわからないんですけど、簡単な方法で何かできるのではないかなというふうに思いますので、そのあたり何か調べられたことはあるんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） この磁気ループシステムというシステムにつきまして、私も勉強不足で知らなかったわけですが、これはインターネット上で調べましたら業者さんが出てこられましたので、ちょっとお聞きいたしましたところ、まだ都市部でしか入っていないような状況であるということでした。

今ごろはやっぱり建物をつくれる際に、どうしても床のほうに張っていかれるということでごさいますので、床下に張るということでごさいますのでつくれるときが一番いいんですけどということでしたんですけども、既存の建物も床に入り込めるスペース等があれば設置は簡単ですということでした。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） これから本当に検討課題になってくると思いますので、そんなに莫大な費用がかかるわけではないというふうなことも聞いておりますので、やはりそういうふうな方々のためにも最初から難聴の方々は障害者というふうに認定されますけれど、途中から、老人になってから耳が聞こえなくなった人っていうのは別に認定、障害者手帳をもらうわけでも何でもないわけで、やはり放ったらかしにされているのが普通じゃないかなと思うんですよね。

だから、これからの社会、もう高齢化社会になるのはわかっているわけですから、ぜひそのあたり町でも検討していただいて、このヒアリンググループっていうのを文化会館とか社協とか福祉あたりの窓口とかそういうふうなところに経費を調べて、一日も早くしていただきたいと思いますが、町長、早期にさせていただけるような返答でよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど回答いたしましたように、ことしが障害者基本計画と社会福祉計画とをつくりますので、その中でニーズ調査等ふまえてどういう対応がいいのか、どこに設置したらいいのか、経費等はどうか、その財源をどうするのか。いろいろ検討させていただきまして、対応したいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ前向きの回答というふうなことを捉えましたので、よろしく検討の方、そして実施の方をよろしく願います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位4番、指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思ひます。

まず1番目に、交通事故の現状についてということでお伝えをしておきたいと思ひます。町としてどのように考え、どのように数字を把握され、今後どうされたいと思われているのかお聞きをしたいと思ひます。

あとは質問席から行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 指宿議員のご質問でございます、交通事故の防止対策について、①交通事故の現状について伺うと。そしてまた②自転車による事故状況について問うということでございますので、数値等の詳細な説明を担当課長のほうからさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 平成24年の町内における交通事故の発生件数ということで178件ございました。前年より10件増加しておりまして、死亡事故も1件発生しております。また、交通事故の違反別では約31%が脇見運転、41%が安全不確認等の基本的な安全運転の欠如によるものでございまして、運転者の年齢は全体の約24%が高齢者となっております。類型別というのが出ておりまして、そちらのほうでは車両同士の事故が全体の約82%を占めておりまして、追突、出会いがしがほとんどでございます。

次に、町内における自転車による事故の状況についてということで、自転車と四輪との事故が平成22年、23年、24年とそれぞれ19件、24件、27件と発生しておりますが、自転車同士、それから自転車対人間、人については警察は交通事故としては把握していないような状況

でございます。

なお、事故以外で飲酒運転のところで事故が1件というふうに出ておりますけれども、平成24年の数字では都城警察署管内の飲酒運転の披検挙者数は82名ということで県下ワースト2位という結果でございます。過去5年間連続してワースト1位という最悪の事態からは脱したものの、前年対比で4件の減少にとどまっており、本年度も既に県内でワースト1位という、今状況でございます。

今後の重要課題ということで考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、今、総務課長のほうからワースト何位という話が出てきました。私はこのワーストの記録は果たしていかがなのかなって思っています。要するに、あんまりカタカナが嫌いな私ですから特にですが、普通でいえば自治体がいくらいくらって上位から何位、目指そう1位ってするのがスローガンのにはいいんだらう。悪いほうから書き出すというのは普通行政の中ではないですよ。行政の中で悪いほうから1位っていうのを書き出すというのはありえないと思っています。

そういう点からいうと、いいほうから何位ですよ。目指そう1位というのがよりよい方向ではないのかなと思っています。ワーストの関係でいうと、例えばワースト16位、「ん」っていう話ですよ。26ですか、市町村。全体で26市町村あります。今、いいほうから10位です、目指そう1位という形で正面玄関はつくるべきだと思うんですが、お答えを願います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今年度に入りましてそのようなご意見を町民の方からいただいて、うちのほうも検討をしたところでございまして、またそのことを警察に持っていきまして、警察のほうとも協議したところでございます。ただ、警察のほうからは今までこういう形でワーストという順位をもってきておりますので、三股町だけが変えらるということであれば、戸惑いが生じてきますので、今までどおりワーストでお願いいたしますという回答でございました。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） あれは行政じゃないんですか。行政の敷地の中に立っているんやから、行政の主体で、いわゆる警察がやりたいなら派出所の中でやれば済むことですよ。どうぞ。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） たしかにあれは三股町の掲示板ではございますけれども、情報提供は全て警察のほうからいただいたものをもとに、あそこに掲示しております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） だから、引き算をすればわかるわけですよ、26から。要するに情報提供をもらいましたよと。それで、26市町村のうちの第何位ですよと。で、スローガンは目指そう。県1位ですよ。目指そう県1位というほうがより住民にはわかりやすいし、私もぴんとくるのではないのかなと。悪いほうからを行政で使うというのは余りないだろうと。警察の考え方としてはわかりますよね。だけど、ワーストっちは三股町だけがよくなればどこかが1位が出てくるわけで、必ずワーストっていうのは順位が、1位が出てきますね。それよりもいいほうから1位で目指そう1位。目指そうトップ。あの看板は警察署やったら警察署の派出所の前に立てればよりすっきりするというふうに思うんですが、そういうことはできないんですか。もう1回お願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 交通事故という件数ですから、第一当事者の発生率ですか、三股町の。ということで中身がよくないということからもやはりワーストという言葉がひょっとしたら出てきているのかなとは思いますが。

今言われるように、目指そうというところになるとまた視点が違ってくるのかなと。

例えば、発生者数をいっているのにベストというのはいかがなのかなというところがありますけれども、言われるように、そこを目指してというところであればそういう考え方もできるのかなとは思いますが。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 例えば、現在の県1は、県内の1位はどんだけですよという参考を隣に書くことによってそういう啓発は十分できるんだろうと思うんですよ。要するに、今、県内の1位があるはずですよ、三股町がワーストで何位というぐらいだったら、ベスト1位ちゅうのがあるはずですね。だから、そこはどういう状況なんですよって教えるのが。たら、ある一転、それはできるのかなというふうに思っています。

一番このワーストにするのは、あまりぴんとそぐわんなということからここにも書いてありますけれど、三股町過去10年間のワースト記録。あんまりぴんとこんなと思っていますので、まずそこ辺を。警察署がどうだっていう、警察署が県の予算で立せさせてくれっていうんなら正面玄関じゃなくて別のところに立てるべきだろうと。三股町は独自のものです出すべきだろうと思っています。

警察署の考え方と行政三股町の考え方は必然とちょっと違うんだろうと思うんですよ。なら、お前んところが一番悪いどとって、多分。お前んところが一番悪いぞっていうのをいいたいがために警察というのはしたんだろうと思うんですよ。要するに、三股町がワーストで、例えば

10位やったとすれば、ワースト1位ちゅうのがどっかにあるはずですよ。そういうことを考えて何か行動してほしいと思っています。

押し問答をしたつもりでこれをしたんじゃないので、ぜひとも正面玄関につくるのであれば、スローガンのものになるように。落ち込むようなことにならないようなものをお願いしたい。私をひっくるめてワーストっていうのがどういうふうに計算されてしているのか、例えば1万人当たりとか10万に当たりに換算されてしているのか。いや単純に比になっているのかっていうのも、この流れでいうとワーストの順位だけがだーっと並ぶとわかりません。そこでは件数が何件ですよ、死者がなんぼでよと出ています、出ていますよね。

ということからいっても、その順位的なものは、スローガンのものはそういうことにしてほしいと思います。

少し寄り道になりましたけれども、ところで、いろんなところから見たり、インターネットを調べたりすると交通事故を起こした、まあ起こしたくて起こした人はいないんですが、起きたときに、ならどうやって軽く済むかっていうところで、各全国の行政でも取り組まれているところがありますね。今、宮村小学校が頭に黄色の帽子をかぶって登下校していますね。全国的にみるとヘルメットをかぶって登下校をしている。徒歩ですね、歩いて。あるんですけども、そういうところの情報については総務課は知っていますか。わかりますか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 町内のという意味ですか。

○議員（6番 指宿 秋廣君） いや、全国で。

○総務課長（大脇 哲朗君） 全国的に登下校に特色のある、交通安全対策として何か。

○議員（6番 指宿 秋廣君） たとえばヘルメットとかかぶっている。

○総務課長（大脇 哲朗君） かぶっていると。

具体的には把握していません。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ネットを調べればすぐわかることで、教室に入るまでヘルメットをかぶって、まあインターネットに載っています。

そのことによって巻き込まれたときにけがで済む。命に別状はなくて済む。それは車を運転する我々も助かることなんですね。要するにけがで済むか、死亡者を出すかっていう、もう大きな境が、一番命にさわるのは頭、頭を守る。過去にも中学校の生徒がどっかあそこのスタンドのところで車に巻き込まれてヘルメットをかぶっちゃったから助かってっていう事件もありましたよね。あれはまあ自転車ですけども。それを歩行者に置き換えても。何かそういう対策も必要なのかなと。論議する必要があるんじゃないのかなというふうに思っています。

小さい事故で済むように、災害もそうですが、防災一本じゃなくて減災っていわれるように。人のこの生命も命から少しでも安全が保てれば、軽微なけがで済めば、もしくは命が助かればいいのではないかと思うんですが、これについては提言として行っておきたいと思います。

ネットを調べればもうすぐ載っています。要するに、黄色いヘルメットを着用して登下校するというのがあります。

さて、2番目の自転車のところに入りたいと思います。

自転車の事故の状況。自転車対人は把握していないということでしたけれど、車対自転車という論点から少しわかっている範囲内でいいですので、例えば車対自転車で全体がこんだけやけど、例えば小学校がこれぐらいで中学校はこれぐらいと。一般もあるわけですから。そこらがわかっておれば教えてほしいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 昨年度のいわゆる自転車事故という、町内の自転車事故と捉えてよろしいでしょうか。

昨年度中には三股小学校で1件、三股西小学校で1件、中学校で7件の自転車事故が発生しております。勝岡・宮村・長田小については事故の報告は受けてはおりません。

今年度に入りましては、三股西小で3件、中学校で2件という事故の報告を受けておるところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 自転車は運行時、中学校は少なくともヘルメットをかぶっていますけれども、小学生はヘルメットはかぶっていません。ということになると、子供と車。二輪というのは余りないようですから四輪とということですが、要するにこれ、もうすぐ救急車の話になりますよね、これ。要するに加害者と被害者があれば加害者というふうにすると、念のためにも救急車になると思うんですが、捕まえているだけでこれだけで、本当はもっとですね、接触事故等々警察を呼ばんでいうところまでくるんやったらあるんだろうと思っています。

それで、小学校・中学校の中で小学生についてどういうふうな③番の問題に入ります。

小学校・中学校でどういうふうな指導を行い。聞くところによると中学生は減点が2点だとかという子供の声をちよろっと聞いたんで、どういうシステムになっているのかっていうのをお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） それでは、小中学校での交通ルール教室っていうことでお答えしたいと思うんですが、町内各小中学校では新学期の始まるころから、4月から5月にかけて交通安全

協会の指導員や警察の協力のもと、体育館や運動場を利用いたしまして、交通安全教室を毎年実施しているところでございます。

小学校では低学年を対象に横断歩道の渡り方を体育館や運動場を使って実技指導を行っています。中・高学年につきましては自転車の正しい乗り方や交通ルールについての学習を行っています。また、学期ごとに登校班長会を開催しまして、登下校の安全について指導を行っております。三股西小学校におきましては、毎日同学年、同じ学年の児童が地区別に班をつくりまして集団下校を行っております。

一方、中学校では今年度5月に都城市や三股町の運送会社などで行う交流ボランティア団体都城安全会の皆さんの協力のもと、運動場に大型トラックを入れて交差点内での巻き込み事故等について指導を行ったところでございます。

また、登校の際には校長先生を初め教職員が交通指導を行ったり、PTAや地区のボランティアの方々や見守り隊の協力をいただきながら子供たちの交通事故防止に務めているところでございます。

子供達を通学路については、親と子供に家から学校まで実際に歩いてもらい、側溝や水路、道路等の危険な箇所について調査を行っています。その調査結果をもとに土木事務所などの関係機関とともに通学路の危険箇所を回って安全対策を行っているところでございます。

それから今、指宿議員がおっしゃいました、中学生の点数制度ですね。これについてでございますが、これは三股中学校内だけのいわゆる自転車通学の決まりというもので、この中でこのような制度があります。つまり、交通違反、自転車通学の決まりに違反があった場合には交通違反切符というのを発行して、自転車通学停止等の処分を行うというものでございます。違反項目と減点の点数でございますけれども、細かくいいますと……

よろしいでしょうか。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 主なものだけ。

○教育長（宮内浩二郎君） 主なものだけでよろしいでしょうか。

点数制度が1点、2点、3点にわかれております。1点減点というものは、例えばあごひもを外しているもの。ステッカーがないとかいったもの。2点減点が併進をしたとか、ノーヘルだとか。3点減点が二人乗りをしたとか、無灯火だとか、信号を無視したとか、そういったのを点数制度によって加点したものがいわゆる2点減点によりますと1日停止、3点減点になりますと3日間停止、5点で1週間、6点で1カ月停止というような決まりをつくっております。

これを繰り返す生徒につきましては通学許可を取り消すといったこともやっておるようでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 要するに、子供たちの中で我々は車の免許を取るときに正式に交通ルールを習うわけですけれども、今あったように、こういうふうにするんですよっていうときに自分たちの中で、子供ですから免許証を持たんわけで車は勝手に避けてくれると、こう思っている子供たちもいっぱいいるわけで、そういうところからいうと、交通ルールを教えるという観点もそうでしょうけれども、もう少し中身が濃いものにあっただほうがいいのかなというふうに思っております。

最後に④番の問題にちょっと入りたいと思います。

自転車免許証というふうに書いておきました。これは、主には小中学生ですけれども、全国的なところを見ると全て、一般もというところで免許証を持っていない人を対象に自転車免許証を交付するんですよというところがあるようです。

そういうところがありますよというのは執行部、調査していらっしゃれば教えてください。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 発生する人身交通事故件数のうち自転車が関係する事故の割合が全国的に上昇傾向であります。また一方では、自転車の危険運転、整備不良や交通ルールマナーが問題となっている状況でございます。

このような状況を受けて、全国では自転車事故の防止、交通安全機運の醸成、1意識づけを行うことを目的として警察等と連携を図り、小学生や高齢者等を対象に自転車交通安全教室を開催いたしまして、その教室を受講した小学生には自転車運転免許証。また高齢者等の方に終了証を交付している市町村があります。

ということで、全国的な状況はそのような形で捉えています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これは一番最初にしたのは東京の荒川といわれておりますが、要するに地域によって修了書・免許証2つ使ったり、別々にあったりするわけですけれども、要するに交通ルールを身をもってするためには我々車を持っている者は実地も受けてやるわけですが、へたすると自分のほうは確認ができていづもりでも見過ごすという、車を運転する人間が結構ありますよね。加害者・被害者にならないためには両方が交通ルールをきれいにわかっておく必要があるんだろうと思って自転車免許証というのをどうですか。もちろん宮崎県にはないようです。

このルールについても町側が取り組めばできるかなというふうに思っています。町長がまた自治公民館から要請がないのでできませんと言われてないように、私も一住民としてお聞きをいたしますので、免許証についてどのような感じでおられるのか、町長お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 交通事故ですね。各交通安全協会三股支部を中心にしながら、各地区での交通安全講習会・研修会等を実施しておりますが、そういう中でも高齢者の交通事故、そしてまた自転車の交通事故等も取り上げながら、この事故防止について講習をしてというふうにお聞きをしているところでございます。

この自転車免許証の交付ですね、これについてのご提言でございますけれども、本町でもそういう小中学生等の事故等もあるというふうなことでございますので、まずどういうところに、どのような形で周知徹底を図るか、交通事故防止を図っていくのかいうのも、それぞれの学校は決めて取り組みはされておりますけれども、より強化するためどうあるべきかということは、また言われるようなご提言等を踏まえながら検討させていただきたいというふうに思います。

ただ、自転車運転免許証の交付といってもただ交付するだけではなくて、やはりそのあとのフォロー体制が非常に重要だというふうに、実施自治体のほうのホームページ等を見えますと書いていますが、そのあたりを含めてどうあるべきかというところも課題だろうと思いますので、これについては各関係機関のご意見等を踏まえながら検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） もちろん交付して交付しっ放しやったら、もうただのパフォーマンスに過ぎないと思って、もちろんあとのフォローが大切だろうと思っていますし、自転車対人というのは警察は把握していないということですが、結構自転車は飛ばしているんですよね。飛ばすような自転車もいっぱいあります。

そういうところからいって、免許証を、何かにとったらこういう報償・報酬もしくは見返り等をつけている自治体もいっぱいあります。例えば、入場料が減額・免除しますとかですね。まあ考えたわけですが、自転車も軽車両ですから、歩いている人とぶつかればけがをする、過去には億近くの金を請求されたというのもあるようです。そのために自転車保険というものもあるんだそうですね、自転車保険。それについて何がしかの、例えば3分の1なり半分なり補助を出しますよ。それ1年間に1,500円か2,500円やったかですね、自転車保険。自転車も加害者になり得るんですよということを知らしめるためにも、そういうのもいいんじゃないのかなと思っています。

今から先、寒くなります。学校、中学校は制服が変わります。黒になるんですね。黒になると闇夜のカラスじゃないですが、ほとんどわからない状態。皆さんも、ここにいらっしゃる議員の皆さんから執行部の皆さんも自転車対自転車でひやっとされたことは1回や2回じゃないと思うんですよ。そのときに三股町が先駆的な取り組みとして自転車免許証というのをやるんですよ。そのためには終了証にするのか免許証にするのか知りませんが、そういう形をとりながら啓発を

進めていくと。そういうことをすることによって子供たちがルールを守ることによって、一般の人の自転車のルールも変わっていくだろうというふうに思っていますので、再度、いろんなところでいろんな事例がいっぱいあるんですが、ホームページで見られたら載っていると思うんですが、やっぱり自転車免許証なるものの必要性というのは、やっぱり車を運転する人はいっぱい感じていらっしゃる人が多いみたいで、町民の方にも話を聞くと、何かそういうふうに啓発して、宣伝してもらえるとありがたいよなちいう話も、これあります。誰に聞いても車を運転している人は自転車とぶつかりそうになったというのは、免許を取ってからこのかたゼロって人はほとんどいませんでした。

そういうことから、再度この問題について答弁を願いたいと思います。

この調査は大阪の外部委員会が自転車の免許制度を導入するよう市に提言しましたというところも載っていました。自転車による交通死亡者等の数は年々増加しており、2007年の道路交通法改正によって自転車が歩道を通行することがより明確になり、対歩行者の事故の危険性がより高まっているといえますと。こういうふうに書いてあったんですが、そういう形でいうと、特に自転車も加害者になるというところから検討していただきたいと思うんですが、再度お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この自転車運転免許証制度ですけれども、これはひとつの手段だというふうに、目的はやはり、この自転車に乗る人たちの交通マナーの向上、そして事故防止ということであれば、この免許証交付制度に限らず、まあ終了証でもいいんですけれども、やはり各機関と連携しながらそちらのほうの講習を含めて、交通マナーの徹底により務めていきたいというふうに思います。

そういう中で、この道路交通法改正がございました。自転車免許証の交付等に関しまして信号無視や飲酒運転等の悪質な違反を繰り返す自転車運転者に対して安全講習を義務づけるということが、道路交通法の改正がされましたので、その状況を見ながらも対応していきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、歩道を自転車が通れるのが可能ということになってくると、歩道を歩く人はますます危険を感じながら歩かざるを得ないということも、これあります。もう一つはやっぱり、その目的は町長の答弁であったように、交通事故をへらす、もしくは交通事故のけがの深さを浅くすることが大きな目的で今回質問をいたしました。

ぜひとも三股町が、先ほどあったようにワーストじゃなくて県一の事故の少なさを誇れるような、もしくは第一加害者という考え方で乗っていてほかのところでも、三股町の事故って

うふうに、こうなるわけですけれども、しかしそういうものも踏まえた上でもう少し皆が希望が持てるような、ワースト1位じゃ落ち込むだけっていう話になりますので、自転車免許証もしくは看板等々の考え方についても整理していただけるとありがたいということを申し添えて、質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位5番、桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） 私は認可保育園と無認可保育園の関係について。またその無認可保育園に対して町長がどういう認識を持っているか。そういうことをいろいろと聞いていきたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 桑畑浩三議員のご質問でございますが、無認可保育園の補助はできないか。その中で①認可保育園への措置費は幾らか。②無認可保育園をどう捉えているかについて、回答させていただきます。

まず、認可保育園への措置費は幾らかとの問いでございますが、平成24年度の保育所運営費負担金の決算額は9億8,292万1,740円でありました。この額から国・県の補助金及び保育料を差し引いた額2億7,096万4,820円は町の一般財源から拠出しております。

次に、無認可保育園をどう捉えているかでございますが、無認可保育園は都市と地方ではその運営の質・量に差もありますが、多様な保育ニーズに対応するため必然的にできたものと考えております。とりわけ、都市部では休日・夜間保育やフレックス就労、待機児童などへの対応など認可保育所を補完する役割を果たしており、子育て世代の仕事と家庭の両立を支援する重要な役割を担っている施設として考えております。本町にも2つの園の無認可保育園がございます。認可保育所と同等の保育水準にあると思いますが、一般的には保育にかける状態にない園児がいることも児童福祉施設最低基準を満たしていない保育施設として現在まで位置づけられております。

そのようなことから、保育所の支援については国・県の施策に沿った対応が基本であると考えており、現在は保育従事者と園児の健康診断料について、国・県にあわせて補助をしているところであります。しかし、国におきましては少子化対策の一貫として新法子ども子育て支援法を制定し、平成27年4月からの施行予定としております。

また、この法律と同日施行される児童福祉法の一部改正におきましては、「児童の保育に欠けるところがある場合」という規定を、「児童について保育を必要とする場合」に改正するなど、

保育所入所の基準も変わるようでありまして、あわせて、認可外保育施設の解釈も変わることも予想されます。現時点ではこのような状況でありますので、今後の国からの情報等をもとに、認可外保育施設への対応を慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 現在、認可保育園は全て定数いっぱいですか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 認可外ですか。

○議員（12番 桑畑 浩三君） いや、「認可」と呼ぶ者あり）認可されてる定数で、いっぱいですか。

○福祉課長（岩松 健一君） 認可保育園が町内に11カ所ございますけれども、定数の約、定数はそれぞれ決めてありますけれども、その20%増しで全てが入っているという状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） その定数をオーバーしている人数ですね。どのくらいオーバーして20%以内になっているけど、人数的には何人ですか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 人数的に幾らかと、はちょっと把握してないんですけども、24年の4月1日現在で751名を11園で受け入れております。それが20%増しとなりますので、定数量をオーバーしているのがその751分の掛けるの20ですかね。そういうことになりませんか。そういう数だと思っております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） そうですか。エーデルワイスと英保育園という無認可が2つありますね。すると、エーデルワイスも県に認可申請をしようとして、県の課長がけんもほろろに全部断って、認可をおろさないというんですね。そうすると、認可される条件というのはどういう条件なんですかね。認可の条件はどういうことをクリアすれば認可されるのか。それを聞きたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 認可を認めるかどうかは、県の判断によりますが、市町村が必要とあれば、県はその認可を認めるという状況のようでした。しかし、今三股町が待機児童がない現状で認可保育園を認めてもいいんでしょうかねというようなことの答弁でございました。

今後、児童がふえ続ければ、認可保育園というのを認めていってもいいかもしれませんが、今

後、この児童の数がどう変化していくかということを考えますと、もしも減っていった場合には、今度は現在の認可保育園の経営状況にも響いてくるということも考えなければならないんだろうなということを思ったところでございまして、今度の子ども・子育て支援計画というようなものをつくらなければなりませんので、いろいろニーズ調査やら、今後の児童数の分析とかさまざまなものを行って、考えていこうかなというふうに思っておりますし、法律も、先ほど町長の答弁にありましたように、変わってくるようでございますので、それらとあわせて今後考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） わかりました。英保育園ちゅうのは何人いるんですか。（「はな」と呼ぶ者あり）はなですか。（「はな保育園」と呼ぶ者あり）英語の英、はな、英保育園、それは何名。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 7名ぐらいというふうには聞いてます。7名ぐらいに。まだいますか。（「まだ、おるやろ」と呼ぶ者あり）町内が7名か。私、英保育園に聞いたときに7名という数字をいただいたので、三股町の子供が7名ということですよ。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） エーデルワイス幼保園というのがありますが、ここは、町内の保育園でも一番すぐれた幼児教育をやっていると私は思っています。それで、また、ふるさとまつりとか童謡まつりとか、各種イベント、そういうことに対して鼓笛隊を初め、最も町に貢献している保育園じゃないかと。しかも、32年の歴史があります。それで、毎年大体50人ぐらいが、三股の子供たちが入園しております。

いいですか。認可保育園というのは何人以上、認めるんですか。子供が少なくなるかもしれないとか何とかおっしゃるけど、現に認可保育園がもう定数をオーバーして、百何名かがオーバーして入っていると、定数オーバー。それで、英に今7人か10人いる。しかもエーデルワイスには50人ぐらいがいます。そうですね。しかしそれは実際は隠れた待機児童じゃないですか。だから、そういったエーデルワイスとかそういったものが、待機児童の受け皿になっていると。解消のですね。待機児童がいないっていうのがおかしいんですよ。待機児童なんですよ。そう思いませんか。だから、認可保育園ちゅうのは大体何人以上を認めるの。それを聞きたいんですが。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 待機児童というのは、保育に欠けてる状態の児童を待機児童ということになっております。で、保護者の方が仕事をして、保育をするおじいさん、おばあさんもないと、親戚もないということで、保育を欠ける児童が何人いるかということになるん

ですけど、エーデルワイスに來られている方は、保育に欠ける状態にある子供さんではないという判断でございます。

○議員（12番 桑畑 浩三君） それ、間違い。

○福祉課長（岩松 健一君） そういう判断になりたっている。

○議員（12番 桑畑 浩三君） いやいや、あんたの言い分だ。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 今そういうこと、課長言うけどな、実際は、認可保育園に行ったけど断られたというゼロ歳児やら、1歳児やらいっぱいいるんですよ。それで、入れなくて来ているちゅうのが結構いるんですよ。だから、そういったものを受け入れてきた保育園、無認可という名で受け入れてきた、そういった歴史的経過があるわけですね。

だから、三股の場合は、そういうみんな保育園に入っているちゅうけど、そういう無認可保育園があってこそそういう状態が保たれていると思うんですよ。それで、だから、認可を受けるには、何人以上、そういう待機に値する子供たちがいればいいわけ。認可保育園ちゅうのができるの。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 保育を欠ける状態、待機児童が1人か2人でもいれば、もう定数を、各園の定数をふやしたり、新たに認可保育園を認めたりするという方向にはなってくるんだろうというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 認可各保育園には、町が2億7,000万円出していると、お金をね。そうすると、年齢掛ける人数で各保育園に計算して割り振っているんだろうと思いますが、認可保育園には2億7,000万も出し、しかも建てかえ時期になれば8,000万から1億補助するということですよ。そして、無認可にはさっき町長が言ったように健康診断料、エーデルワイスと英と合わせて8万円、1年間に、8万ぽっきりですよ。だから、この差ちゅうのは、ちょっとひどすぎるんじゃないかと。ちょっとひどすぎると。同じ三股の子供たちなんですよ。エーデルワイスに入っている50人も、認可保育園に入っているみどり保育園の60人もですね。同じ三股の子供たちですよ。片っ方には至れり尽くせりで、片っ方には全くゼロということじゃあ、ちょっとひどいんじゃないかと私は思います。あの、保育される立場から見ると。それで、親もちゃんと納税義務を果たしているわけですよ。エーデルワイスに勤めてる親も、みどり保育園に勤めてる親も。やっぱり、無認可保育園に預かって——三股の子供ですよ——に入っている人数掛けるお金を、やっぱり年齢に応じて同等に出すべきじゃないかと、認可保育園の子供と無認可の子供も。差別しちゃいかんと私は思うんですが、どうですか。これは、町長に聞

きます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 子供を育てると、子供を教育するという中で、やはり子供にはそれなりのお金がかかります。親が働いていようと、自宅で子供を見ていようと、やはり子供を育てていくというためには、やはりそれなりの施設が必要だろうというふうに思います。その受け皿として、今、認可保育所、無認可という形の区別をされてますけど、言われるように、本来子供たちには平等にというような考え方が正常ではなかろうかというふうに思います。

ただ、現在の法律の中では、保育に欠けるというところを基本にした考え方の中でこの制度が成り立っていますので、町として、今のところそれに従わざるを得ませんけれども、しかし、やはり今言われますように、これから、建てかえの時期いろんなことが出てくるかと思えます。そういう意味では今回27年度に、子ども・子育ての制度自体の中での解釈の方向も変わってくるように感じられますので、そのあたりを踏まえながらどうあるべきかということを検討すべきじゃなかろうかというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 国や、県はさておき、この2億の7,000万は一般財源でしょう、町の。町の一般財源から出しているわけですね。だから、国や県は——ここは県議会ではないからあれだけど——同じ町民なんだから、やっぱり差別せずに、この2億7,000、一般財源から出したらどうですか。私はそう思ってます。そうせんと、あまりにも不公平だと思います。どうですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、先ほど、課長のほうからお話ありましたように、この保育関係、そしてまた子育て関係についての計画をつくろうとしています。その中で、保育人数含めて、その調査等踏まえて、とにかくこのエーデルワイスのところ認可保育園になれないのか、そのあたりをまずは、待機児童があればなれるわけですから、そのあたりも踏まえてどうあるべきかというところを検討すべきかなというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） ぜひ、やっぱり町が県に対して認可保育園が必要だというふうにしてほしいと思います。町が言えば県の課長もあんまり言わんでしょうから。だから、ぜひ、これもう32年もたって苦労してやってるのに、今の状況はあまりにもひどいと思います。したがってよろしく検討してください。その際延長保育補助金やら、保育士処遇改善補助金とかいろいろ制度がありますね。そういうのもできるだけ適用して、保育しやすいようにしてやってほしいと、やるべきだと思います。

以上で、私の質問を終わりますが、そういった平等な暖かい政治をしていってほしいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ここで、2時40分まで本会議を休息のため、閉会いたします。

午後2時32分休憩

午後2時40分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。発言順位6番、池田さん。
池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 通告いたしました①防災対策についてと、②地域の活性化について、それぞれお尋ねいたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災の傷跡が癒える間もなく、次から次へと自然災害が発生しております。いっどこで発生してもおかしくない昨今であれば、もっと住民の方々の危機意識を高めなければ手おくれになるような気がいたしております。地域的にはしっかりと防災訓練をされておられるところもございますが、残念ながら一度も実施されていない地域もあつたりして、ばらつきがあります。

平成23年度に策定された三股町地域防災計画の中には、各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上云々とありまして、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めると記載してあります。

そこで、次のことをお尋ねいたします。自主防災組織の内容充実に対してどのような指導をされているのかについてであります。

以上、壇上からの質問を終わり、あとは、質問席にてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 防災対策についての池田議員のご質問に回答をさせていただきます。

自主防災組織の内容充実についてどのように指導されているかというご質問でございますが、大規模な災害が発生したときには、被害の拡大を防ぐためには、国や都道府県、市町村の対応だけでは限界があり、自分の命は自分の努力によって守るとともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に積極的に取り組むことが重要であります。つまり、自助と共助であります。自助はふだんから身近にできる防災対策での備え

が大事であります。そして、共助は、自分たちの地域は自分たちで守るとの観点から、地域の自主防災組織が担い手の中心となります。本町では、自治公民館を中心に自主防災組織の結成をお願いし、その内容充実に努めているところですが、具体的な取り組みについては、担当課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 組織の結成に当たっては、地域の自然的社会的条件、住民の意識等が地域によってさまざまであることから、地域の実情に応じた組織の結成が必要でありまして、本町におきましても、自治公民館が自主防災組織の役割を担っているところであります。

また、一方では、地域における人間関係が希薄化している中、防災を初めとする地域の安心・安全な暮らしへの関心や意識が日常生活の中で高まることによって、地域のきずなが再生されることも期待されているところでございます。

自主防災組織の日ごろからの活動は、防災知識の普及、災害危険箇所の把握、要援護者の把握、防災訓練の実施等があり、災害時には、情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、住民の避難誘導、避難所の運営、負傷者の救出・救護等が上げられ、その活動は多様なものとなっております。

町といたしましては、災害に関する災害避難訓練や講座の開催を初め、防災マップの配付、災害危険箇所の調査、情報の提供、消防団との連携等に努めており、また、今年度からは、地域の中で防災活動のリーダーとなる地域防災士の育成のための支援に取り組んでいるところであります。

今後も地域との情報の共有化に努めるとともに、地域全体で防災対策に取り組む体制の強化に努めていく考えであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私も、今度、防災については3度目でございますので、もう今まで、るるとお願いもしてまいりましたんで、今回は端的な質問になります。

今申し上げましたように、23年9月に同等の質問をいたしております。そのときに、町長はこのように答えられました。防災計画を作成する委員への委嘱、合同避難訓練の実施、自主防災組織リーダー研修会の開催などを通じて連携を図っていると、合同避難訓練については、年次的に実施していると言われまして、そのときに、長田、梶山などの4地区が防災訓練、要するに、土砂災害のほうとおっしゃってるんですが、それは実施されております。

で、25年、本年ですね、3月にもやはり自主防災組織ということに対して質問をいたしました。そのときも同じく長田、梶山の4地区、やはり同じような内容の防災訓練だったということ

でありますね。

しかし、今回は勝岡のほうが、初めて防災訓練を実施して、大変、皆さん地域的には有意義だったと。これ広報のほうにちょっと載ってたんで、それで、そうだったのかなと私も情報を得たところだったんですが、やはりそのときに対談を、皆さん、地域の方が対談をされてまして、それが広報にも載っておられて、やっぱり実施してよかったと、もうちょっとだけ、みんなが協力してくれたらよかったのかなと、いろいろ対談の中でみんな言われてましたですね。

ですから、やはり実施されれば、それなりに喜びも、地域の方の喜びとまた安心につながっていくのがあるのかなと思うわけですので、ですから、なおさら、全地域でこれはもうぜひ実施していただきたいという思いで今回も質問させていただいたわけですが、皆様方へのご指導、そういうものはいかな方法でされているのかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 土砂災害に関する訓練ということで、毎年1カ所ということで、実は6地区も今回は2回目でございます。で、今まで、3、4、5、6地区を、毎年1回土木事務所等の協力を得ながら実施しております。で、来年度一応2地区を、まだ一応対象地域ですので、2地区をどうしようかなということで今検討しているところでございます。

今言われるように、今度はそれ以外の地域、土砂災害というのは想定しにくいというところがございますけれども、例えば大地震による避難訓練等、こちらのほうにつきましては、今度は投げかけようかなというのは、自主的にやりますというところに町が支援していこうと。大地震の場合は、ほかの例えば消防団、ほかの地域の消防団の加勢をもらうということができませんので、自分たちの自主防災組織の中に、自分たちの消防団も入って行って、その避難訓練をやるというのが理想だということで、町もそういう形で側面から支援していこうという考えでおりますので、今後、公民館長さんたち初め、機会があったときにこういう来年度以降の取り組みを流していこうかなというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ことしの3月議会で、私が防災士の講習のお願いを申し上げました。そしたら、早速町長さん自ら手を上げていただいて早速チャレンジをしていただいております。そして、西村室長もそうですかね。ほかの職員の方も何名か、防災士の、今、講習を受けていらっしゃるということで、これは、本当に大変ありがたいことでもありますし、本当に皆さんのお手本になっていただいているなと思っております。

そこで、この自主防災組織のリーダーと言われるのが公民館長であるわけですが、この公民館長さんたちに対しても、防災士研修会ですか、毎年1回。これを実施するというようなことが防災計画の中でうたってあるんですよ。で、前は防災士リーダー研修とかいう名称だったけど

も、今は防災士研修会に変わったというようなことが、前回の答弁の中でおっしゃってるわけですが、けれども、そういう研修としては、毎年、行政としてはやってないということになるわけですかね。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 各自主防災組織のリーダー、今で言えば、公民館長さんたちを集めての研修会というのはやっておりません。はい。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） やはり、自主防災組織の隊長として公民館長は任命を受けていらっしゃるわけですから、当然公民館長さん自身がやはり自覚を持っていただくことで防災訓練につながるということを考えると、これはもうリーダー研修としては、ぜひぜひこれは毎年やっていただいて、さっき言われた計画の中で4年に1回とか、そりゃあ毎年されてても、今んとこ4カ所だったから、順繰り、順繰り、4年に1回来たということなんでしょうけれども、これはもう同時に皆さんがどこの地区もやるっていう計画を立てられればできないわけでもないわけですし、それを思うとぜひその辺が、研修を持っていただいて、防災訓練への足がかりにさせていただきたいと思うわけですね。

それと、もう一つは、ちょっとまたその中で心配があるのは、公民館長さんも場所によっては1年が任期っていう公民館長さんもいらっしゃるようですね。もう、普通2年とからしいんですけども、継続でずっとされる公民館長さんもいらっしゃる。だけど1年に1回という方もいらっしゃる。そういうところの方々へのご指導はじゃあいかなものかなというのものもあるんですけども、だけど、そういう方も含めてやはり研修というものを持っていただけると、だから、それには、多分講師としては考えられる、いろいろ考えていただければいいわけですから、消防士の方とかもいろんな方々がいっぱいいらっしゃる、専門家でいらっしゃるわけですから、ぜひそういう方も含めて、どうでしょうかね、これはぜひお約束いただきたいんですが、いま一度お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今言われたように、公民館長が1年でかわられるところが十何カ所あるんですけども、そういう形で定着しないというのが、もう一つの研修を行ってこなかった理由にもなります。

今回、今言われたように、防災士ですね。こちらのほうを、自治公民館からも推薦をいただくような形で、今研修に行ってもらっておりますので、こういう方々も育成をしながら、自主防災組織のリーダーである公民館長さんたちと一緒に研修をしていこうというふうには考えております。ですから、体制が整い次第、新年度からのメニューのほうに入れていきたいと思っております。

す。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 公民館長からですか、私も、本当は自分のところもやりたいんですけど、公民館長自らがそういう悩みを言われるわけですよ。ですから、やりたいけどもどういふふうにやっていかかわからないという悩みでいらっしやいました。ですから、ぜひぜひそういう方々が、公民館長さんたちもやりたいという気持ちの方がいらっしやるわけですから、その辺をぜひ全地域で実施できる方向で、手厚く手を差し伸べていただきたいと思います。

では、次にまいります。（２）、②であります。災害対策を強化する災害対策基本法改正案が先の通常国会で成立いたしました。その中に、要援護者の名簿作成が義務づけられまして、発災時の個別の支援行動計画が当然これに伴って必要になってくると。今でも、これは、義務づけじゃないけれども、作成としては、要支援の名簿作成は、作ってくださいよというのは今までもあったわけですが、今度は義務づけられたということでございますので、さらにこれが強化される状況であります。

で、今までの名簿作成の状況と今後、もしつくっていなければ今後どうするか、そのところをちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

本町におきましては、平成23年度に、要援護者支援対策として、県の補助金を活用して要援護者管理システムを導入し、平成24年度で全地区の要援護者の調査が終わり、その時点での要援護者登録者数は62名でありました。

要援護者の方々には、要援護者ネットワーク台帳を整備し、緊急時の連絡先、避難支援協力員の方のお名前、居宅介護支援事業者、身体的特記事項、かかりつけ医療機関、担当医の医者名、治療期間、治療中の疾患名、服用薬、避難時に必要とする支援の内容、避難場所、避難誘導時及び避難先での留意事項等を記載しております。

今年度も、4月1日を基準日として65歳にられました独居高齢者やご夫婦とも75歳以上になりました高齢者世帯や、要介護度3以上になられた方や、新たに障害者手帳を取得された方など、重複を含め1,105名の方の調査を実施中でありまして、常に最新の状態を保つため、定期的に更新作業も行っております。

要援護者に登録されたの方々については、災害時の要援護者支援に役立てるため、個別支援プラン台帳マップを最新の状態で保持しております。また、実際災害が発生したときの対応のため、ことしの6地区の災害訓練では、個別支援プランで要援護者を支援していただく協力員にも訓練に参加していただきました。今後の災害訓練でも、それぞれの協力員の方々にご協力をお願いし

ていきたいと考えております。

なお、今後の課題といたしまして、避難支援に必要な福祉車両や福祉施設の確保も必要でありますので、町内の介護サービス事業所等と災害時協定書の締結も行ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に早速実施の方向をとっておっていただいて大変ありがとうございます。今回の法改正で個人情報の保護というのが特例として扱われるようになりましたので、今までの保護法があるためにちょっと情報がいただけないと、本当に壁があったわけでありましたが、これが取っ払われたということで、本当に前に進んであってよかったなと思っています。

そこでもう一つ心配されるのが、さっき協力員っていうようなこともおっしゃいました。で、いろいろ協力員という方も、その方それぞれについてくださるということでしょうけれども、しかし、その支援者も被災される可能性も十分あるわけですね。その災害の大きさにもよるわけですが、ですから、果たしてじゃあこの人にはこの人ってだけで、単純にいいのかなという部分も心配があるわけですが、その辺はどういうふうにお考えになっておられましようか。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 現在のところ、避難支援者という支援をされる方は、2名以上ということにしておりますけれども、緊急時の連絡先というのはご家族の方を特定しております。この方も2名以上という形で。この緊急時の連絡先の方々も避難時に協力していただくとなりますと、4名はまあいらっしゃるようになりますので、そこ辺等も含め、あとは民生委員さんと自治公民館長さん方にもお願いしておりますので、そのときの状況によって変わりますが、その辺を訓練等で確認しておくとかそういうことになろうかなというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 一応、体制づくりは当然もう必要でありますから、最初はそれで体制をとられて当たり前なんですけれども、おっしゃったように、2人と言われても、家族の方がいらっしゃらない方とかそういう方が主になるわけですから、4人というわけにはいかない部分もあると思うんですね。ですから、やはりここでいろんな情報共有ということで、社協であり、民生委員であり、消防団員、もちろん公民館長、あるいは警察、あるいはボランティア、そういう方々との情報共有、そういうものも必要でないのかなというものも考えるんですが、いかがでございましょうかね、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 今回の法律改正によって個人情報が出せるのは、その災害時、発生して、どうしてもその名簿が必要だというときに出来るようになったという法律改正なんですけれども、実際、我々としては、1軒1軒回るときに、ある程度の災害が出たときには、こういう方々に情報出していいですかと事前に確認をとって、出していいですよという人はありがたいんですけども、そこにもまた個人情報で守られているところもございますけども、ほとんどは、そういう災害時に多くの名簿っちゅうか、そういうのが出せる状況になっていくように、個人情報との絡みもありますけども、情報が出せる方向を検討していかなきゃいけないのかなあというふうには思っています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） いざというときには、すぐ手を打てるような体制をぜひつくっておいていただきたいと思います。

このように、要援護者の方々の支援体制を明確にするためにも、これはまた、日ごろから防災訓練を実施していくということが第一になるかなと思っております。要援護者の方々が日々安心して過ごされるようにサポートするのが、この災害対策基本法の制定の意義じゃないかと思えます。そこで、町長の取り組みの姿勢をあるいは意気込みをいま一度お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この要援護者支援関係ですが、非常に重要なテーマだと思います。先ほどありましたように、個人情報との兼ね合いというのがございますから、そのあたりを踏まえながら、しかし、やはり命が一番大事でございますので、情報の共有化、そういうところをきちっとして体制作りをしたいと。そしてまた、そういうのを避難訓練などを実施することによって、やはり、いざというときに対応できるわけですから、そのような訓練等踏まえながら、本当に実効ある計画といいますか、中身であるように、今後ともこの対策対応をしていきたいというふうに思います。

また、自主防災組織についてはやはり防災士というのを、できるだけ地域の中にふやしていこうというふうに考えてますので、そういう方々を中心にしながら、地域の安全・安心は地域で守っていくんだというところの組織づくりというのも、今後力を入れたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） では、③にまいります。この防災備蓄施設でございますが、この現状について、設置場所や内容は充実してるんでしょうかというお尋ねでございます。どなたか、課長ですか。あ、町長ですね。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 防災備蓄施設の現状についてのご質問でございますが、災害発生直後に必要となる食糧、物資等の備蓄について、町では、平成23年の新燃岳大噴火を契機として本格的に取り組みました。現在、役場東側の旧土地改良協会倉庫を防災備蓄倉庫として改修し、年次的に備蓄品の内容充実に努めているところであります。現在はこの1カ所ではありますが、今後とも食糧、物資等の備蓄の充実を図るとともに、町全体の配置バランスを考慮しながら、備蓄倉庫の増設も検討していくこととしております。

また、ことし6月には、町内の9つのスーパーや商店及び7つのガソリンスタンドにご理解をいただき、災害時における応急生活物資及び燃料等の供給協力に関する協定書を締結し、迅速かつ円滑に物資等が供給できるよう、調達体制の整備を図ってきたところであります。

今後とも、災害の発生に備え、備蓄物資の確保・充実はもとより、町民の皆様の生活の視点に立ったきめ細かな防災対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 場所が、今のところ1カ所ということで、大変さびしい限りでございます。これもまた、広報に載ってたんですが、一応1,000食ということでしょうか、1,000人分の食糧という意味だったんでしょうか。1,000人分が用意してあると。そして、今後2,000人に目標を向けるということが対談の中であつたようございましたけれども、これもやはり場所によって、果たしてここまで取りに来れるのかというものもありますし、本当に、これはやはり各地域ごとに備蓄倉庫あるいはとにかく備蓄できる場所の確保、そういうものは当然していかなければいけないんじゃないかと思うわけですね。で、一応、その1カ所と今おっしゃいましたんですけど、今後としては、何カ所ぐらいを備蓄倉庫として、あるいは施設として設置されるのかどうか、その計画もないんでしょうかね。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現在は1カ所、ただいま言いましたところでございます。ただ、大規模災害となりますと、やはり防災士でございますので、ご存じのとおり、自助ということで自分の食糧、水は、3日間は自前で確保せいというのが基本でございますので、そういう意味合いでは、まず、そういうふうな意識づけを図っていく。そして、また、町としましては、やはり町と町の地形等考えますと、やはり長田地域ですね、そちらのほうは今後検討しなくちゃならんと、ただ、こちらの都城寄りを含めたところは、ある程度、交通インフラ等も整備されておまして、そのあたりはどうするか、蓼池地区にするのか、宮村地区、そのあたりは今後の課題というふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 倉庫といっても、やはり管理が必要であるわけですから、本当

にすみのくじらじゃあいけないし、また量的なものを考えるとしっかりとした倉庫でないといけないのかなと思ったときに、今、やはり防災備蓄倉庫として、アルミパネルでつくったような倉庫みたいなのは、結構手軽に出回ってるようでございます。ですから、そういうところもあるってことで、今後の検討の中でお考えになっていただければありがたいのかなと思ってますので、その件よろしく願いいたしておきます。

次にまいります。地域の活性化についてであります。この件について、そしてまた空き店舗について、もう2人の議員がもう既に質問されておりますので、だぶってしまう部分であります。私なりにもう1回質問をさせていただきたいと思っております。

今、景気の低迷による商店街の衰退は全国どこの町でも見受けられるようになっております。当然、我が町も例外ではありませんで、空き店舗がふえてまいりました。

町長が、昨年12月、私が一般質問の中でいたしまして、こう答えてくださいました。人の流れはどうかこの中央のほうに呼び戻して、町のバランスのとれた均衡ある発展をしたいというような答弁をしていただきました。本当に、これも皆さん方にも答弁なさった部分でもあります。町長はそのとき、そういう決意をなさいましたので、活性化に向けて町長の、検討をなさろうとしてるのか、検討をしてきたのか、その辺のところいま一度お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど1番議員のご質問に答えましたけれども、町土の均衡ある発展という見地から、それぞれの特性に応じた町づくりをやりたいということでありまして。その中でやはり中心市街地を、いかに西寄りを中央部に持ってきて活性化を図ろうかという点でございますけれども、やはり少子高齢化を含めたところでのやはり町のへそといいます中心地を活性化することであって、バランスが、ある意味では、町全体のバランスがとれた町づくりになっていくのかなというふうに考えています。

そういう中でどうやって中心地を考えていくかとなったときに、一気に全てはできません。前回、塚原団地の改築をいたしました。要するに少しでも三股小学校含めて、この中央区のところ若い人たちを持ってこようというのが1つの手段、また、駅周辺のところのそれぞれの整備等もやってこられております。そういうのも1つの施策、にぎわい創出の1つでございます。

また今後、本町では文化会館、役場、これは中心地にありますから、そしてまた今、五本松住宅の跡地の活用をどうするかというのがあります。駅周辺含めて、このトライアングルという位置づけの中で、今後の、この中心地の活性化というのを視野に入れるべきじゃないかと、ただ、何をやるかというのは、商工会と色々な関係機関等との協議の場を持ちながら、前に向かって進めていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 皆さんもご存じだと思うんですけども、今インターネット時代ですから、調べればすぐわかるんですが、やはり全国の中には活性化へ向けて努力した結果、大成功をしてるところ、結構あっちこっちあるわけですよ。

これは、ある商店なんですけど、当然空き店舗ですね。これを利用して、誰もが気軽に立ち寄れる地域の交流拠点をつくらうじゃないかと。じゃあどうすればいいかということで、そこに軽食とか、あるいは弁当の販売を始めたとか、あるいは高齢者の方が買い物に行くのが大変だから乾物とか冷凍食品、あるいはお菓子などをコーナーを設けて販売できるような、いきいきカフェっていうのを始めて、そこで町が活性化したというのが一つ、またほかのところでは、生鮮食品とか惣菜を扱う店をふやして成功したとかですね。

これを考えますと、食がテーマになって、食をそこに持ってくることによって活性化につながるという部分があるのかなと。食というのは、そこに今、言ったように生鮮食料とか惣菜だけに限らず、あるお菓子メーカーの有名なブランド品をそこに持ってきて、そこで販売させて、すごく人が寄るようになったとか、全て食というものを通して捉えたときにアイデアが出てきたということですね。

町長も、さっき私も申し上げましたが、長田方面も含めてっていうことをおっしゃると、長田の方は、橋を越えないと買い物にきて買うところがないんですよ、実際から言ったら。それほど不便を感じていらっしゃるわけなんですよ。で、それを考えると商店街は、何も西側の住民の人たちが全部こちに来てくれにゃいかんっていうことでもない。そうすると長田とこちの商店街を含めたのが1つのエリアだという考えを持ってきたときに、いろんなアイデアも出るのかなあって、私なりに考えたところです。

そこで、当然行政がリーダーシップをとっていただいて、ここに書いてありますが、これは仮称ですけども、駅前活性化委員会の設置とかですね、そういう方々とアイデアを出していただける、そういうものがないものかと思いますが、いま一度お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 地域の活性化の仕方、いろんな手法があるかと思いますが、いろんなところのまちづくりを先進事例として検討しながら、本町にとってマッチングするのか、いろいろとこれまでも何回となく検討させていただきました。

三股駅周辺についても、商工会と連携しながら中心市街地の活性化策ということで大きな計画もつくりました。そして地元説明会等もしましたけれども、なかなかやっぱし区画整理含めて、商店街をつくっていくというのはなかなか非常に難しい問題でございました。

そういうのも踏まえて、どうあるべきかというところを、今、1歩ずつでございますけれども、駅周辺のところのインフラ整備を今現在やってるところでございます。ここにまた、こちらのほ

うの山王原通り会含めて、空き店舗等もございますので、そのあたり一体的にどう考えるのかというのがこれからの課題かなというように思いますが、それについては、現在、商工会のほうとの定期協議の場を持っておりますので、そこで、どういう手法がいいのか検討させていただきたいというように思います。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 町長も、まちづくり基本条例も制定されたわけですし、ぜひとも三股の町の活性化をつなげていただきたいと思います。皆さん、都城の方とかほかの方からは、ああ、三股はいいねえとうらやましがられるぐらい、当然人口もふえているわけですし、三股の町を皆さんが羨望のまなざしで見ているらっしゃるということは、私自身も本当に鼻高々かなという思いであります。これをもっともっと地域の活性化を広げていくと、もっともっとまた人口がふえていって活性化につながるんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしく願いしておきます。

これで、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） これで、一般質問は全て終了しました。

ここでお諮りします。今定例会の一般質問は本日全て終了しましたので、明日25日は休会とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、明日25日は休会とすることに決しました。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時18分散会

議事日程(第4号)

平成25年9月26日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第70号から議案第90号までの21議案、請願第1号及び意見書案第4号)
- 日程第3 討論・採決
- 日程第4 議案第91号から議案第94号及び意見書案第5号上程
- 日程第5 質疑・討論・採決(議案第91号から議案第94号及び意見書案第5号)
- 日程第6 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第70号から議案第90号までの21議案、請願第1号及び意見書案第4号)
- 日程第3 討論・採決
- 日程第4 議案第91号から議案第94号及び意見書案第5号上程
- 日程第5 質疑・討論・採決(議案第91号から議案第94号及び意見書案第5号)
- 日程第6 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 議員派遣の件について
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

議案第71号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案概要、国民健康保険特別会計において、歳入決算額30億2,663万7,597円、歳出決算額28億4,812万6,142円、翌年度繰越額1億7,851万1,455円となり、剰余金をもって決算が出ました。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第72号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、事件案件の概要、歳入決算額2億1,536万5,614円、歳出決算額2億1,464万412円、翌年度繰越額72万5,202円となり、剰余金をもって決算が出た。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第73号「平成24年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、事件の概要、歳入決算額19億2,601万1,046円、歳出決算額18億8,500万3,773円、翌年度繰越額4,100万7,273円となり、剰余金をもって決算が出た。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第74号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出の認定について」、事件の概要、歳入決算額1,174万246円、歳出決算額1,143万6,051円、翌年度繰越額30万4,195円となり、剰余金をもって決算が出た。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第79号「三股町老人福祉センター施設条例を廃止する条例」、事件の概要、旧老人福祉センターは、昭和42年に高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションの活動の拠点施設及び結婚式場として建設されましたが、平成17年ふれあい中央広場に総合福祉センター元気の杜として移転したのに伴い、老人福祉センターの利用廃止をしたところであり、その後、民間の福祉作業所の利用もありましたが、老朽化により耐震面のこともあり、平成21年から利用がない状態となっております。今後の跡地利用も検討しましたが、財産処分の方に決定し、今回設置条例を廃止するものです。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第80号「三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、事件の概要、本案は地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、三股町後期高齢者医療に関する条例について、所要の改正措置を講じるものです。改正の内容は、延滞金の利率の引き下げです。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

議案第81号「三股町債権管理条例の一部を改正する条例」、事件の概要、本案は地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、三股町債権管理条例について、所要の改正措置を講じるものです。改正の内容は、延滞金の利率の引き下げです。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第82号「三股町物品調達基金条例の一部を改正する条例」、事件の概要、本案は基金の額を改正するものであり、改正内容は60万円を250万円に引き上げるものです。

審査の経過として、附帯意見があります。全体で物品の調達も必要だけど、各課で購入はできないのか。また、地元業者の購入はできないのかとの意見がありました。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第84号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、事件の概要、本案は歳入歳出の予算の総額31億4,967万3,000円に、歳入歳出それぞれ1億956万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれの32億5,923万5,000円とするものです。

歳入の主なものとしましては、一般会計から繰入金、平成24年度収支決算による繰越金を増額補正し、国民健康保険準備積立金から繰入金を減額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、職員の配置に伴う人件費及び平成24年度国保事業費用等精算による国庫支出金の補償金です。一般会計へ繰出金に伴う諸支出金をそれぞれ増額補正するものです。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第85号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」、事件の概要、本案は歳入歳出予算の総額2億1,672万6,000円に歳入歳出それぞれ72万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,744万9,000円とするものです。

歳入につきましては、平成24年度収支決算による繰越金増額補正するものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合給付金及び繰出金を増額補正するものです。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第86号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、事件の概要、本案は歳入歳出予算の総額19億7,093万2,000円に歳入歳出それぞれ4,343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,436万3,000円とするものです。

歳入の主なものについては、繰入金、繰越金を増額補正し、歳出の主なものについては、基金積立金及び国庫支出金、過年度返還金、一般会計への繰出金を増額補正するものです。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第87号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」、事件の概要、本案は歳入歳出予算の総額1,242万2,000円に歳入歳出それぞれ30万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ1,272万6,000円とするものです。

歳入につきましては、繰越金を増額補正し、歳出につきましては、一般会計繰出金を増額補正するものです。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

請願第1号「子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げをを求める請願」、事件の概要、本意見書は少子高齢化が大きな問題となっている。中でも子育てにお金がかかることが上げられています。子育ての大きな不安の一つ、子どもの病気があります。子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院に行けることは、早期発見、早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらに医療費の軽減にもなります。県内でも既に入院では中学校卒業までが11自治体、小学校卒業までは2自治体が通院でも中学校卒業までが8自治体、小学校卒業まで1自治体を実施されています。新たに日南市、日向市までもことし10月から入院、通院とも小学卒業まで実施されることが決まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。小学校までの医療費を無料にしたいとの請願があります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

意見書(案)第4号「子どもの医療費無料化制度を早期に創設することを求める意見書」、事件の概要、本意見書は、子供の医療の心配をなくすことは大きな子育ての支援になります。しかし、自治体の独自制度と行われている子供の医療費無料化制度は、財政困難などを理由として、制度内容には大きな格差があります。どこに生まれても住んでも、子供は等しく大切に育てなければなりません。そのためには、国として制度を創設し、自治体へ支援していくことが求められています。参議院本会議で2001年6月、すべての政党会派一致で少子高齢化対策推進に関する決議を採択しました。参議院本会議の決議を实らせ、安心して子供を生み育てることができる社会へ、第一歩とするため、子供を対象とした医療費無料化制度を国として早期に創設することを求めるものです。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会の報告、付託案件された報告を終わります。

○議長(山中 則夫君) 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

[建設文教常任委員長 内村 立吉君 登壇]

○建設文教常任委員長(内村 立吉君) おはようございます。それでは、平成25年9月第5回建設文教常任委員会の審査報告について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第75号、76号、77号、78号、88号、89号、90号の計7件でございます。

議案第75号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて」、本案は平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計の歳入総額を4,374万4,037円、歳出総額を4,200万1,451円に、繰越金を154万2,586円とするものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて認定すべきものと決しました。

議案第76号「三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計の歳入総額を3,608万5,435円、歳出総額を3,513万7,156円に、繰越金を74万8,279円とするものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて認定すべきものと決しました。

議案第77号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は平成24年度三股町公共下水道事業特別会計の歳入総額を3億8,343万4,501円、歳出総額を3億6,876万8,447円、実質収支176万6,050円を繰越金とするものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて認定すべきものと決しました。

議案第78号「平成24年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案は平成24年度三股町水道事業会計剰余金5,914万1,585円のうち3,900万円を減債積立金に、2,000万円を建設改良積立金に、14万1,585円を繰越金と処分するものであります。

また、決算につきましては、事業収益を3億9,246万9,527円、事業費用を3億5,967万8,000円とするものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて認定すべきものと決しました。

議案第88号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出の総額4,290万3,000円にそれぞれ551万3,000円を追加し、予算の総額を4,841万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰越金397万2,000円及び平成24年度決算に伴う繰越金154万1,000円を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、人事異動に伴い職員の人件費に不足を生じたため、355万5,000円を増額補正するものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

議案第89号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計の歳入歳出総額3,739万6,000円に歳入歳出総額それぞれ122万1,000円を追加し、歳入歳出総額

をそれぞれ3,861万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金47万4,000円及び平成24年度の決算に伴う繰越金74万7,000円を増額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、負担金及び一般会計繰出金を増額補正するものです。

慎重審査の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

議案第90号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は歳入歳出予算の総額3億1,158万円に歳入総額それぞれ514万円を追加し、歳入歳出総額3億1,672万円とするものです。

歳入につきましては、下水道使用料交付金523万円及び平成24年度決算に伴う繰越金176万5,000円を増額補正し、一般会計繰入金357万4,000円減額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、事業費基金積立金及び繰出金を増額補正し、公債費を減額補正するものです。

慎重審査の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

以上、建設文教常任委員会に付託されました案件の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（池邊 美紀君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76の規定に基づき報告いたします。

議案第70号、83号の計2件でございます。以下、ご説明いたします。

議案第70号「平成24年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額89億3,654万9,539円、歳出決算額87億7,996万8,339円、翌年度繰越額1億3,034万4,200円となり、剰余金をもって決算ができました。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第83号「平成25年度三股町一般会計補正予算」、本案は国・県の補助内示決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額90億386万5,000円に、歳入歳出それぞれ1億8,647万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,033万8,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、認知症対策総合推進事業において、交付決定額により減額をするほか、小・中

学校の理科教育設備整備等補助金の交付決定により増額補正するものです。

県支出金は、保育士等处遇改善臨時特例事業の増額補正ほか森林整備地域活動支援交付金を増額補正するものです。

寄附金は、ふるさと納税による寄附金を増額補正するものです。

繰入金は、国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う精算返還金を増額補正するほか、当初予算で財源不足により計上した財政調整基金を増額補正するものです。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を補正し、諸収入については学校給食会運営委託料の前年度精算による返還金及び口蹄復興対策運用型ファンド事業助成金を増額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、総務管理費において一般会計から国保会計への職員配置がえによる人件費を増額補正し、財政管理費は物品調達基金の基金額の変更による繰出金を、企画費はふるさと納税の事業推進による業務委託料を、庁舎管理費は役場空調機更新に伴う設計委託料を、また地域交通対策費は三股駅開設100周年記念式典開催に伴う費用をそれぞれ増額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において一般会計から国保会計への職員配置がえによる人件費の繰出金を、介護保険のシステムの改修による繰出金をそれぞれ増額補正し、認知症施策総合推進事業の費用を減額補正するものです。

児童福祉費は、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金を増額補正するものです。

衛生費は、前年度決算による衛生センター負担金の精算返還金を増額補正するものです。

農林水産業費は、農業費において梶山地区農業集落排水事業特別会計への繰出金及び畑地帯総合整備事業負担金を増額補正するほか、事業廃止変更新規による補助金の増減額補正を行うものです。

林業費においては、林道整備のための森林整備地域活動支援交付金を増額補正するものです。

土木費は、道路橋梁費において道路維持補修費等を増額補正し、道路改良測量設計委託料を増額補正するものです。

都市計画費は、公共下水道事業の公債費の利子見込み等により、繰出金の減額補正を行うものです。

住宅費は、長田地区過疎対策のための用地購入費を工事請負費に組み替え補正するものです。

消防費は、防災行政無線の工事請負費を備品購入費に組み替え補正するものです。

教育費は、教育総務費において、理科振興備品購入費を増額補正し、小学校費は修繕料及び天窓防護柵設置のため工事請負費を、中学校費は天窓防護柵のための工事請負費をそれぞれ増額補正するものです。

社会教育費は、第6地区分館駐車場整備として工事請負費を増額補正するものです。

諸支出金については、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てし、予備費は収支の調整額を補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

それから、委員会から二つの意見が出ております。一つは、各課ごとにばらばらになっている説明を統一してほしいという意見、それから、二つ目に、決算資料の主要施策の成果とその財源調べの中身を精査すべきとの意見がありました。善処していただくようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第70号から議案第90号までの21議案、請願第1号及び意見書案第4号）

○議長（山中 則夫君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。質疑はありませんか。福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 請願第1号の報告について、ちょっと質疑いたしたいと思います。

委員長の報告では、趣旨採択というような報告がございましたけども、今回の小学生までの医療費無料化により、町民の保険税がどうなるのか、実際医療費がどれぐらいかかるのかというような具体的な数値等も出ておりません。6月議会で健康保険税の負担分を否決した経緯がございます。それを考えると、今回これを趣旨採択ということで上げるとすれば、6月の負担分の否決が矛盾するようなことになるのじゃないかというような気がいたしますので、継続して審議していただくようお願いしたいと思っておりますけども。

○議長（山中 則夫君） 質疑ですので、要望じゃありませんので。

○議員（5番 福永 廣文君） はい、失礼しました。それに小学校の医療費を無料化した場合に、具体的に幾らぐらいの医療費が町内でかかっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 答弁をお願いします。総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 今の質問にお答えします。

小学生・乳児医療負担分2割ということで、6億2,900。

○議長（山中 則夫君） 子供の医療費、乳児じゃなくて、小学校の医療費。

総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 小学生までの負担は、7,498万4,502円かかるのではないかという財源の状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 質疑はありませんか。福永君。

○議員（５番 福永 廣文君） それにより町民の保険税の増というのは計算できますでしょうか。

○議長（山中 則夫君） それでは、暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時40分再開

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 失礼いたしました。それでは、お答えします。

保険税に関しては、今のところ影響はないと。その代わり一般財源のほうから捻出しないといけないということで、金額は先ほど言ったとおりでございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。大久保君。

○議員（８番 大久保義直君） 関連してお尋ねします。先ほどの委員長報告の中では、いろいろと言われましたが、今後の財政状況から見てどう思われるのか。私は……

○議長（山中 則夫君） 大久保君、今の請願第1号のですね。

○議員（８番 大久保義直君） そうです、済みません。趣旨採択という意味をちょっともう少し深く取り下げて教えていただきたいと思います。

それから、都城市の話をお聞きすると、継続審査になっておるという情報が入っておるんですが、三股の場合は総務委員会の中でそういう一言もなかったのかどうか。

それと、予算的にですが、先ほど実績もありましたが、どのような試算のもとで総務厚生は趣旨採択したのか。あるいは、趣旨採択の内容をちょっと教えていただきたいと思います。

3点です。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） まず、趣旨採択の意味ですけど、この請願が出された内容を非常に素晴らしいということで、この内容はわかりましたということなんですけど、やはり次の意見書のところにも、これは国のほうに出すということで、国のほうからの施策がないとなかなか町独断でというのも難しいということで、この内容的には理解いたしましたということで、あと一般会計財源が膨れ上がるということで、この趣旨採択ということで、委員会としては決まったところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（８番 大久保義直君） 趣旨採択ということですが、今後の取り組みは財政的にも非常に逼迫しておるんですが、どのような取り組みをするというような趣旨採択ですか。ちょっと今の先ほどの答弁は私には通じないんですが、教えてください。どのような、否決とするの

か賛成するのか、そこら辺よ。

○議長（山中 則夫君） 暫時休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 今後のことと言われましたが、どちらにしても趣旨採択だから、否決をするか、あるいは賛成するか、あるいは継続審査、今まで趣旨採択というのがあったのですかね。こういうものについて。こういう案件についてですよ、案件。普通の案件とは違うと思うんですけどね。そこをちょっと委員長教えてください。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 委員会の中では、この意見書の内容については認めたというか、すばらしいということと理解するところはありました。それによって、今までも趣旨採択ということはあったということでしたので、こういう方法をとらせていただきました。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 趣旨採択した理由とか、小学校まで医療費を無料化すると、年間幾らの支出になるのかと、推測ですね、これはもう問わないことにします。

それ相当のお金がかかるだろうというので、国と抱き合わせでこれ請願が出てますので、国が決めなければ町単独では財政の負担に耐えられないということで、請願が言うことはわかるけど、実行できないということで趣旨採択になったんじゃないかなと思うんですが、ここで議長に伺いたいと思います。議会は議案を提案されて、それに対して可決か否決か継続か、三つしかないわけですね。趣旨採択というのは請願の趣旨に賛成ならば採択すべきですよ。この請願に対して、趣旨に賛成なら採択すべきです。しかし、町の財政の実情から請願の求めることを町単で実行することができないと判断するならば、当然否決するべきですね、これは。可決か否決しかないですよ。議長が要するに趣旨採択というのは、可決でもあり否決でもあるということですね。可決でもないが否決でもないというようなことですよ、これは、趣旨採択というのは。そういう採決を議長が本会議に求めるということは、どういうことですかね。もっと議長というのは司会者じゃないんだから、やっぱり総務委員会が事前にわかったはずだから、ちゃんとそのあたりを総務委員会と話して、そして、可決か否決か、あるいは継続審査とするか、そういうふうに指揮すべきですね。そのあたりの議長の見識を聞きたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 私は委員会に付託されて、委員会が議案に対してのその結論を出したわけですので、今までも趣旨採択というのは何件もありました。今回だけじゃありませんので、そういうことで私は指揮を、そういう権利があれば別ですよ、趣旨採択というのは以前も1件もなかったのであれば、私も今言われましたように可決か否決かと言うのですが、あくまでも委員会の結論を尊重したいということで、そういう採決もあると思います。そういうことで私はそれを右左というふうな、それはちょっとおかしいんじゃないですか。私の意見としてはですね。大体委員長報告に対しての質疑ですからね。

○議員（12番 桑畑 浩三君） それにですね、今まで趣旨採択というのが以前もありました。

○議長（山中 則夫君） 暫時休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時49分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、討論、採決を行います。

議案第70号「平成24年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決を行います。

議案第70号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり認定するこ

とに決しました。

議案第71号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。

議案第71号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第72号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですので、起立により採決します。

議案第72号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第73号「平成24年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。

議案第73号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第74号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第75号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第76号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認

定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第77号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第78号「平成24年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第79号「三股町老人福祉センター設置条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号「三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号「三股町債権管理条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「三股町物品調達基金条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第85号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第86号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第87号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第88号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されま

した。

議案第 89 号「平成 25 年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 89 号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

議案第 90 号「平成 25 年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 90 号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

請願第 1 号「子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願」を議題として、討論・採決を行います。

まず、討論を行います。討論はありませんか。桑畑君。

○議員（12 番 桑畑 浩三君） 総務委員会の決定は、趣旨採択ということです。趣旨採択というのはあり得ません。これはもう 1 議案について一部分だけ、これは趣旨が採択されたんですよ。ほかは補助事業に否決するというのはいり得ないですね。あくまでも議案そのものを可とするか否とするか。そういうことですよ。だから議会の原則に反したことで採択を求められても、できないじゃないですか。だから私は趣旨採択に反対の立場で、趣旨がすばらしいから採択するんだというならば、当然採択すべきであると思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論はありませんか。——討論ありませんか。——ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第1号は総務厚生委員長の報告のように趣旨……（「反対意見は言わせんと、討論は賛成意見や反対意見を言わないかんとに」と発言する者あり）だから今反対討論はありませんかと言ったがな。

賛成討論ありませんか。上西さん、討論はありませんかと言ってるんですから、もう次に入るとだめですよ。

○議員（7番 上西 祐子君） いや、いいです、請願提出者だからいいです。

○議長（山中 則夫君） これより採決を行います。請願第1号は総務厚生委員長の報告のように趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですので、起立により採決を行います。

請願第1号は総務厚生委員長の報告のように趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。しっかり立ってください。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、請願第1号は採択されました。趣旨採択されました。

意見書（案）第4号「子どもの医療費無料制度を早期に創設することを求める意見書」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。

意見書（案）第4号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、意見書（案）第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第91号から議案第94号及び意見書案第5号上程

○議長（山中 則夫君） 日程第4、議案第91号から議案第94号並びに意見書（案）第5号を議題とします。

ここで議案第91号から第94号の提案理由説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 本日追加上程いたしました4議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第91号から議案第93号までの3議案「工事請負契約の締結について」は、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、平成24年度、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、社会資本整備交付金事業として、町道、櫛田・山田・田上線の舗装補修工事を施工しようとするものであります。

本工事については、特定建設工事共同企業体での参加を公募し、去る9月13日に条件付一般競争入札を実施し、落札者を決定したものであります。

議案第91号櫛田・山田・田上線の舗装補修工事1工区につきましては、丸昭・国分特定建設工事共同企業体が6,704万2,500円で落札し、議案第92号櫛田・山田・田上線の舗装補修工事2工区につきましては、大淀・マルシン特定建設工事共同企業体が6,615万円で落札し、議案第93号櫛田・山田・田上線の舗装補修工事3工区につきましては、木場・木佐貫特定建設工事共同企業体が5,355万円で落札しましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、それぞれ議会の議決を求めます。

続きまして、議案第94号「財産の取得について」ご説明いたします。

現在、最終処分場で使用しております油圧ショベルは、平成4年度に購入したもので、購入後20年以上が経過し老朽化が進んでいるため、買い換えを行うものであります。

指名競争入札により実施したところ、予定価格が1,030万円に対し、コマツ宮崎株式会社が596万4,000円で落札しましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めます。

以上、4議案について、それぞれ提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） それでは、ここで補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まず、議案第91号から93号について補足説明をいたします。

緊急経済対策事業繰り越し分といたしまして、櫛田・山田・田上線、上米公園の下を通っております旧広域農道ということになりますけれども、こちらの舗装補修工事ということで入札を実施いたしまして、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものでございます。

今回の事業は、経済対策といったことから、特定建設工事共同企業体、いわゆるJVに対象路線を三つの工区に分けて、町内業者と入札を行ったところでございます。

また、落札したJVにおいては、その後の別工区の入札には参加できないものとしたところでございます。本日資料がたしか配付してあると思っておりますけれども、こちらのほうを見ていただきまして、左下の赤い部分がまず1工区、全長1,200.6メートル、真ん中の青い部分が2工区ということで、全長1,169メートル、上の緑の部分が3工区ということで、全長1,314メートルとなります。

まず、議案第91号につきましては、1工区ということで、予定価格が6,844万3,000円に対しまして、五つのJVが入札に参加いたしまして、結果、契約の金額が6,704万2,500円、契約の相手方が丸昭・国分特定建設工事共同企業体となったところでございます。

次に、開けていただきまして、議案第92号でございます。

こちら2工区ということで、予定価格が6,757万5,000円に対し、四つのJVが入札に参加いたしまして、結果、契約の金額が6,615万円、契約の相手方が大淀・マルシン特定建設工事共同企業体となったところでございます。

次に、もう一つ開けていただきまして、議案第93号でございます。3工区ということで、予定価格が5,470万6,000円に対しまして、三つのJVが入札に参加いたしまして、結果、契約の金額が5,355万円、契約の相手が木場・木佐貫特定建設工事共同企業体となったところでございます。

続きまして、議案第94号「財産の取得について」でございます。

こちらは提案理由のとおりでございますけれども、最終処分場の油圧ショベルがもう老朽化しておりまして、代わりをとということで財産の取得の契約を締結したいということで議会の議決を求めるものでございます。予定価格を1,030万円として、3者による入札を実施したところでございます。結果、契約の金額が596万4,000円、契約の相手方がコマツ宮崎株式会社となったところでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。補則説明ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） それでは、ここで意見書（案）第5号の資料を配付しますので、時間をください。

[資料配付]

○議長（山中 則夫君） 意見書（案）の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） それでは、次に意見書（案）第5号について、提出者の説明を求めます。
佐澤君。

[2番 佐澤 靖彦君 登壇]

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 意見書（案）第5号「道州制導入に断固反対する意見書（案）」、
会議規則第13条の規定により提出いたします。

道州制に断固反対する意見書（案）、我々町村議会は平成20年度以来、町村議会議長全国大会において、その総意により住民自治の推進逆行する道州制を行わないことを決定し、本4月の15日には、全国町村議会議長会が町村国民に対して丁重な説明や真摯な論議もないまま、道州制導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、まことに遺憾であります。緊急声明を行って、さらに7月の18日には道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府国会に対し要請してきたところであります。

しかしながら、道州制導入を目指す法案の国会へ提出の動きが依然として見られ、既に道州制の移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院、参議院、衆議院内閣委員において、閉会中審査となっているなど、我々の要望を無視するかの動きを見せています。よって、我々三股町議会は道州制の導入に断固反対する地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。議会各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

以上です。

日程第5. 質疑・討論・採決（議案第91号から議案第94号及び意見書案第5号）

○議長（山中 則夫君） 日程第5、質疑・討論・採決を行います。

議案第91号「工事請負契約の締結について」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） ちょっと伺いますが、これの三つの工事の落札率は幾らですか。

○議長（山中 則夫君） 資料に記載されております。——ほかに資料がない人いますか。資料、議案ですよ、議案の中に記載されておりますよ。ないですか。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まず、議案第91号でございます。先ほど言いました1工区でございますけれども、そこに資料をつけております。4番目のところに落札率ということで97.95、続きまして92号でございますけれども、こちらにつきましても、2工区というところで落札率

は97.89、それから、3工区でございます、3工区につきましては、落札率97.89という結果でございました。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） ここに今資料をもらいましたが、これを見ると2工区と3工区は落札率がぴったり一致してますね、97.89。こういうことはあり得るんですかね。1工区は97.95という高い率ですね。これもまあほとんど似たようなものですね。どう思いますか、これ。この落札率ぴったり一致していますが、零コンマ以下二桁まで。これはどういうことですかね。談合ですかね。あるいは予定価格漏れたか、ぴったり一致している。しかも比率が高い。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 本町の場合は予定価格は公表しておりますので、はい。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。内村君。いや堀内君、済みません。

○議員（3番 堀内 義郎君） この工事の内容ですけれども、この工事が単なる舗装の内容か、それとも路面を、地盤ですかね、地盤を含めた工事の内容かお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） ご質問の工事内容ですが、道路路面調査等を行いまして、一部区間に路盤の悪い、弱いところですね、これがあるもんですから、調査の結果轍、車の通ったタイヤの跡を5センチから6センチ凹凸があるということで、路盤がちょっと弱いところがありますので、今回石灰処理で固めて、表層基礎を守ろうということで今回実施する予定になっております。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。——質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第91号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立による採決を行います。

議案第91号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「工事請負契約の締結について」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「工事請負契約の締結について」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） この落札結果は、97.89という2工区と全く高い比率で数字まで一致しているという、落札価格ですね。これはやっぱり正当な競争入札が行われてないんじゃないかという疑いを持つわけですね。だから、町としては、本当の競争入札が行われるようによく注意してほしいと思いますが、町長はどう思いますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回のこの緊急経済対策3路線の結果を見まして、非常にやはり落札率が高いなというような実感をしております。普通一般的に競争関係のところでの落札率の平均よりも、非常にまた一步高い数値であるなという結果でありますので、これを踏まえながら今後やはり競争性、そして、また公平性を含めまして、今後の対処といいますか、今後の入札においても、このあたりについてはより注意しながら執行したいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私も92号と93号を見たときに、落札率が一緒だというふうなことで、やっぱり落札が終わった後、同じ数字が出た、そりゃ偶然と言えそうであるんですけど、やはり疑問を持って再度してもらおうというふうなことができなかったのかなというようなことを感じましたので、一言述べます。

○議長（山中 則夫君） 質疑ですので、誰にどういう質疑をするのですか。

○議員（7番 上西 祐子君） この落札したときに、それを疑問に感じなかったのかどうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 入札の結果としか捉えておりません。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） この参加この丸昭について、詳細について事業実績とかそういうものの質疑をいたします。事業実績、舗装について、丸昭。

○議長（山中 則夫君） 93号は丸昭は入ってない。

○議員（9番 重久 邦仁君） ええ、事業入札の指名のこれの基準ですね、何名か入ってますよね。その中で三股町のどのベンチャーも組みますけども、その実績ですね、その基準に合ってると思うんですけど、どれを基準にしてこの入札されたということの質疑をいたします。条件ですね、入札の。

○議長（山中 則夫君） 入札資格基準やね。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まずは町内の、先ほどちょっと説明しましたけれども、広く経済対策ということで町内にもということで、町内の土木のAという業者が11業者今ございます。で、JVですので、あとは親のほうは、親といいますか、は舗装業を主としているところということになりますけれども、舗装工事、舗装補修ですね、をしているということになりますけれども、評点が900点以上ということで県内のところとのJVを参加資格としたところでございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 結果だけみられて、非常に疑義が生じておりますが、やっぱり議会には最低限こういう資格であったので、点数は900点と、基準値を満たしておりますのでということぐらいは出して判断材料にさせていただいたと思うんですが、その判断材料に今県のほうの900点を満たしているということは、今初めて舗装の町の基準でしょう、町は町でまた基準を持ってるんでしょうからですね、その選定の中でこの選定十何社の中からAクラスのAの人とということでおるんですが、Bの人は選定にはもうその点数、県のほうにもA、Bにある中で、点数が届いている人は何件ぐらいあったわけですかね、選定の中で。Bじゃないか、Aの中での10者ということですかね。それは町の中のAということですか、全て。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 町内はAですね、町内は。で、舗装工事業は900点以上ですね。いいですか、県内の900点以上の舗装業者と町内の土木のAの業者とJVを組んだというところで、今回の議案91号に対して5社の申し込み、5社の五つのJVの申し込みがあったということでございます。

○議長（山中 則夫君） 手元にないですか。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） はい、丸昭につきましては、911点でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですので、起立により採決します。

議案第93号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号「財産の取得について」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ただいま議題となっております94号についてお伺いをいたします。

今回の予定価格1,030万円という設定で、落札率は57%ですね、特定の会社からの見積もりだけでこの予算が決まったのか。そうじゃなくて、いろんなどころから見積もりを持ってきて、それで一番低いところでこの価格設定をされたのか。この価格設定の流れについて説明をお願いします。予定価格。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） これを予算化したのは今年の11月ごろですので、その時点で現在使ってる機器の会社に対して見積もり取りまして予算を組んだところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） であれば、これ吹っかけられたっちゃんないかなというふうに思うんですね。要するに57.9ですよ、もし前例でこっち側の建設業を引き合いに出すわけじゃないんだけど、これ出したら最低制限額に引っ掛かりますので。要するに6割弱のところできているわけですが、この価格の設定について、少しおかしいのではないのかなというふうに思うんですね。価格を上を上げておけば、下になったらとれますわね。だから見積もりをとられたところと落札したところが違うのかもしれませんが、価格の設定についてが少しおかしいのではないのかなというふうに思います。

2点目、これは第91号から始まるんですが、94号だけに特化して質問いたします。

この提出日はきょうになっています。議運は20日ですかね、であれば、もっと早く提案をす

べきではないのかなど。きょう提案をされてきょう答えを出さず、イエスかノーか。もっと言えば、黙って立ち上がれと、賛成しろというふうに口悪く言えば見えるわけですね。価格が決定をしても業者が決まったということであれば、一日一刻も早く議会に上程すべきではないのかなど。採決では26日、きょうとすれば、特にそういうふうに思うんですが、その2点について答えをお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 一つは、先ほど事前公表ということで予定価格の工事のことを言いましたけれども、備品等につきましては、事前公表をしております。それが1点ですね。

それから、今回の日程的なところも、もっと早く提案すべきではないかというご意見でしたけれども、議会運営委員会のほうの決定に従いますので、議会運営委員会のほうで何日に提案してくれということであれば、そういう形をとっていきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） まず価格から行きます。価格は工事を出すときには例えば建設物価か建設、単価の考えですね、それは多分丸々持って来るんでしょうけども、支柱からしたときには、多分7掛けか8掛けして予算化するはずですね。ということは、この7掛け8掛けのもっと上の2割ぐらい高い見積もりできたはずですね。1,200万円とか。それに8掛けかして1,000万円にされたんだろうと思うんですね。業者から持ってきた予算を、事業課はみなそうでしょうけども、100%ぼんと持って来るというのは吹っかけられたという感覚があるので、多分に事業課であれば、そこを落として例えば窓枠だとか、こういうものであれば、それは持ってきたものに対して下がるというのは想定で予算化するというのが大前提だろうと思うんですね。要するに持ってきたのを100%そのものということであれば、業者が吹っかけたのがそのまま出てくるわけですね。その予算のだいたい最初取るときにいかがだったのかなというふうに思います。

2点目、総務課長が言われたとおり、20日に議運がありました。けどもそのときはこの26日提出と書いてあるんですよ。書いてあったんですね、うん。であれば、であればそのときにどう実施しましょうかというふうにするべきではなかったんですかというふうに聞いてるんですよ。だから議運があって、いつ提案しましょうかって執行部側からあってしかるべきだったというふうに思います。一日一刻も早いことが進むのであれば、やはりそういうことの配慮をすべきだったと思うんですが、お願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 前例のことを言ったらいけないんでしょうけれども、ただ今までの経緯で追加議案は最終日にというので、うちのほうも認識してたところがございます。今回こう

いう指摘があって、議運のほうでも、さらに日程の調整をと言われれば、そういう考えで今後から対応していきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 高めのところは、どこまでしてきたのかどうか聞いているわけだから。予算を持ってきたのをそのまま予算化したんですかって聞いているんだから、それを教えてください。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） はい、これは何度か見積もりとったりとか、例えば中古がないとか、いろんな模索をして、そのときにいろんな見積もりをとったんですけど、以前2年前ですかね、入札したときにはここまで下がらなかったというのが1点はあります。で、今回はかなり県内に6社あるんですが、6社の中からこの3社を絞る段階で、かなり試乗をして操作性の点検とか、あるいはメンテナンスの状況とか聞き取り調査とか、いろんなのをしたためにかなりの競争が働いたんじゃないかというのが考えられます。

以上です。

○議員（6番 指宿 秋廣君） だから最初見積もりしたときは生を持ってきたんですかと聞いているので。予算化したときに、この1,030万円ってしたのを生をそのまま100%申請してここに入れたんですかということを知っているんで。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 要求自体を予算要求するときには、見積もりのところでやります。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 100%。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 要求をですね、ただ予算化のとき必ずカットされますので、はい。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第94号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

意見書（案）第5号「道州制導入に断固反対する意見書（案）」についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 現在この意見書につきまして、市町村及び宮崎県内はどの採択として国会に出されるというふうになっているのかをお尋ね申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 事務局長。

○事務局長（重信 和人君） 県内ですね、17町村ございます。そのうち4カ所が議長預かり、ほかの13町村におきましては、1カ所6月議会で提案されて可決しております。合計いたしまして、県内町村13が提案されて可決しております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） この前緊急に全員協議会の中で当初は建設委員会の委員長さんがこれを発表するなどということが合わないということで、総務委員長のほうに振られたんですけど、今市町村の中でも議長預かりという採点になってますね。こういうときに議長預かりにしておところは、結局は議会に付してないんですよ、委員会にも付してないということの意味ですかね、議長預かりということは。

○議長（山中 則夫君） そういうことですね。

○議員（9番 重久 邦仁君） これを議長にお尋ねするが、これを議長預かりにしないでこちらにしたという判断の根拠をお示してください。

○議長（山中 則夫君） 意見書を私の判断としてその意見書（案）として上程するべきだということ判断して議運で諮っております。

○議員（9番 重久 邦仁君） そのときに建設委員長のほうに振られてますよね、最初。その判断の根拠は何ですか、誰が見てもこれは最初から総務常任委員長じゃないかということで、中で変わった……

○議長（山中 則夫君） それは、今言われましたことはわかるんだけど、要するに委員会に付託されるんじゃないかというような一つの想定もあったものですから、そういうことですね。それがあったから議運とか全協で練ってもらえばいいわけなので、最終的には議運で練ってもらって、そういうふうに総務委員長のほうにということが決まったわけですので。そりゃ審議の過程で私が出したのはそうだけど、審議してそれはいいわけですので、委員会付託ということもあるわけですから、委員会付託なら総務委員会に出すあれでもないし、全体審議ならやっぱり総務委員長でしょうということで、議運で話し合いをして決定したわけですので。

○議員（9番 重久 邦仁君） この道州制導入に断固反対する意見書の中身を見ればすぐですよ、議長預かりにしてるところとかですよ。それから、先ほど言われた……

○議長（山中 則夫君） ちょっと済みません、それでは暫時休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時47分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） この文面に書いてある文言について質疑をいたしますが、よろしいですかね。

上から6番目であります。左側に18日には道州制は絶対に導入しないこととする要望決定というこの、「しない」ということと「しないこと」とまで書いてありますが、ここは「打ち切りは導入しないとする要望決定し」というのが読みとしては私は正しいんじゃないかと思うんですが、なぜ「導入しないこと」までつけたのですか、質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 答弁できますか。総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 休憩をよろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 暫時休憩します。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 先ほど言われた「道州制は絶対に導入しないこと」ということですね、「しない」で切ると自分がやらないということですけど、「こと」となると相手のほうに対してのということになるわけであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） それでは、質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第5号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることをいたします。

日程第6. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（山中 則夫君） 日程第6、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

総務厚生及び建設文教常任委員長より、議長宛に閉会中に所管事務の調査をしたい旨申請が来ておりますので、その概要を説明いたします。

まず、総務厚生常任委員会ですが、11月中の日程で高知県において、次に、建設文教常任委員会ですが、11月中に福岡県、熊本県においてそれぞれの所管事務の調査を実施したいとのことであります。

お諮りします。これまで説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中でも活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会が閉会中も活動できることに決しました。

日程第7. 議員派遣の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております日程第7の資料のとおり、議会広報研修会ほか研修にそれぞれの議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他

の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時54分休憩

〔全員協議会〕

午後0時00分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（山中 則夫君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成25年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時01分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 佐澤 靖彦

署名議員 重久 邦仁